

第1回定例会会議録

令和3年 3月 8日（月）

開 議 午前10時00分

○議長（五味高明君） おはようございます。

これより、本会議を再開します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

―――日程第1 一般質問―――

○議長（五味高明君） 日程に従い、これより一般通告質問を行います。

順次発言を許可します。

頁	通告番号	氏 名	件 名
103	1	池 田 る み	認知症対策について
			新型コロナウイルスワクチン接種について
122	2	徳 吉 正 博	新型コロナウイルス感染症対策について
			コロナ禍における町内企業との情報交換と企業誘致等について
132	3	小井土 哲 雄	国保税、資産割の見直しは
142	4	茂 木 重 幸	森林に関する諸問題について
			耕作放棄地対策について
156	5	荻 原 謙 一	都市計画道路の見直しと立地適正化計画の策定について

通告1番、池田るみ議員の質問を許可します。

池田るみ議員。

（5番 池田るみ君 登壇）

○5番（池田るみ君） おはようございます。通告番号1番、議席番号5番、池田るみです。

御代田町では1月21日以降、新型コロナウイルスの新規感染者はなく、現在は落ち着いておりますが、昨日3月7日までとなっていた1都3県に出ている緊急事態宣言は2週間、再延長となり、3月21日までとなりました。

また、先週1週間の全国の新規感染者数は、前週比で18県が1以上となり、12県だった前週に比べ感染が拡大傾向にあります。

3月、4月は年度替わりの時期となります。新たな日常生活で手洗い、マスクの着用など基本的な感染予防対策をしっかりと行っていきたいと思っております。

では、早速ですが、1件目の認知症対策についての質問に入ります。

認知症とは、老いに伴う病気の一つで、誰もが起こり得る脳の病気です。認知機能が低下すると日常生活に支障が出てきます。現在は高齢者の4人に1人が認知症またはその予備軍と言われており、2025年には700万人に上ると見込まれています。もはや認知症は誰にとっても他人事ではありません。

新型コロナウイルスの感染症が流行して1年以上がたちますが、認知症の進行予防にプラスとされる外出や人との交流が制限され、家に閉じ籠もる認知症の高齢者が増えています。感染予防のための日常生活の制限で、状態が悪化するのではないかとの課題も考えられています。

そんな中、広島大学と日本老年医学会が昨年6月から7月にオンラインで行った実態調査によると、多くの施設は外出制限や家族、友人との面会の制限を実施し、在宅では介護サービスを受けられないために、ほかの人と触れ合う時間や体を動かす時間が減るという状況が多く見られ、認知症の人の状態が悪化したとの回答は、施設、ケアマネジャーそれぞれ約4割に上ったということです。

また、長野市の地域包括支援センターなどに寄せられた認知症関連の相談は、6月が前年より182件増の480件、7月が118件増の427件で、コロナの影響による認知機能の変化かは判断できないが、広島大学などの調査結果もあり、相談件数の増加は見過ごせない多さとしています。

御代田町では、昨年10月12日、町のホームページに、認知症に関する相談窓口は地域包括センターであることを周知し、自分自身や家族、同僚、友人など周りの人についても、もしかして認知症かなと思ったら、一人で悩まず、早めに相談しましょうと促しています。

コロナ禍における、この1年間の相談件数の状況はどのようになっているのか。

また、認知症対策をどのように考えているのか、お聞きします。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） おはようございます。それでは、お答えをいたします。

まず、認知症の相談件数でございますけれども、令和2年度は2月現在、延べ100件でございます。令和元年度の延べ109件と比較しまして、現状は大幅な伸びは認められない状況でございます。

しかし、外出や他者との交流、運動や社会参加の機会を制限されたことで、認知症のリスクが高まることも予測されます。

現在もコロナ禍であり、影響が数として顕著に表れてくるとすれば、コロナの収束につきましては、まだ見通せない状況ではございますけれども、もう少し時間が経過してからかもしれないというふうには考えております。

この間の認知症対策といたしまして、コロナ禍により家族や同居者以外との対面コミュニケーションが著しく低下したため、不安やストレス、孤立感などの精神的な影響も認知機能の低下へつながることを懸念し、75歳以上の独居及び高齢者のみの世帯に対しまして実態調査、郵送によります実態調査を行いました。

回収率につきましては76.35%のうち、何らかのフレイルに該当する方が45%、そのうち閉じ籠もりに該当する方が16%となっております。この16%の方が認知症ということは断定できませんけれども、行動制限を求められる、緊急事態宣言からもたらされる精神的な健康への悪影響については否定をできません。

町では、職員の訪問による実態把握をし、その方に合ったサービスメニューを紹介しております。

また、高齢者の皆様の健康な暮らしのためのお知らせを発行し、総合事業対象者や独り暮らしの方へ郵送するとともに、町内にあります老人クラブ、こちらの代表者の方々に、高齢者として気をつけたいポイントを示したチラシをお配りいたしました。

それから、御代田町はつらつサポーターが考案した健康体操を町のホームページや広報で紹介するとともに、西軽井沢テレビさんでも放映をいただきまして、家庭で体を動かす機会につなげていただけるよう、啓発活動を行っているところでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 相談件数は、現状ではあまり増加はしているという現状にはないということで、また対策のほうも、いろいろとやっただいていただいているわけですが、今後もまだこういう状況が続く中で、増えていく可能性もあると思いますので、対策のほうもまた引き続きお願いしたいと思います。

次に、高齢者の見守りについてですが、昨年7月に警視庁は、2019年の1年間で、全国で認知症が原因で行方不明になったと警察に届出があった人の数が、前年比552人増となり、1万7,479人となったと公表しました。これは7年連続で過去最多を更新していて、集計を開始した2012年からは1.8倍にも増えているということでもあります。

御代田町では、高齢者徘徊ネットワークにより、行方不明などへの早期対応を図ることを目的に、本人や家族に同意を得た上で、認知症等の情報を御代田町交番や御代田消防署に事前に提供を行っています。

また、行方不明が出た場合は、SOSネットワークを構築していて、家族に同意を得た上で、登録事業所に情報提供を行ったり、認知症高齢者広域発見協力要請で、県内他市町村及び県外自治体への広域協力発見要請を行う体制を整えております。

事前に認知症等の情報提供を行っている方が何人いらっしゃるのか、またSOSネットワークへの登録団体や登録事業所はどのようになっているのか、お願いします。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） まず、徘徊ネットワーク、情報提供者です。こちらはそういう徘徊のおそれのある方の事前登録ということでございますが、こちらの提供者は21名の登録となっております。年度別では、令和元年度に7名の方が登録、令和2年度は6名の方が登録と、この2年間で全登録者数の2分の1を超えているような状況ではございます。

提供がありました情報につきましては、行方不明や救急、火災などへの早期発見、支援を受けることを目的に、地域包括支援センターを通しまして、御代田町交番、佐久警察署、それから御代田消防署のほうに情報を提供しております。

それから、発見のほうにご協力頂ける事業者、SOSネットワークへの登録団体につきましては、御代田駅様、それから小諸郵便局様、きらく苑様、ツルヤ様、西友様、セブンイレブン様など、全部で13事業所にご協力を頂いております。

過去にご家族から自宅に戻ってこないとの相談を頂いたことはございますが、少なくとも直近4年間では、SOSネットワークシステムを活用した検索に至ることなく、ご本人の無事が確認されてきております。

今後は、登録にご協力頂ける団体数を増やすことを目標に、地域ぐるみで早期発見に努める体制を強化してまいりたいというふうに考えております。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） ぜひまた登録所も増やしていただく取組もお願いしたいと思っております。

超高齢化社会に突入している今、認知症の行方不明者の発見、保護に向け、あらゆるネットワークにあわせて、見守りツールを導入した取組が広がっております。

千葉県松戸市は、衣服や持ち物に貼るQRコードつきの見守りシールを配布して、保護情報共有サービス「どこシル伝言板」を導入しています。QRコードを衣服などに貼った認知症の方を発見した方が、スマートフォンでQRコードを読み取ると家族らにメールが送信され、専用の伝言板でやり取りができるようになっています。県内では上田市や中野市、山形村が導入をしています。

また、群馬県高崎市では、2015年10月からGPSの端末を無料で貸し出しており、認知症の方の靴に入れたり、ベルトにつけたりして、行方不明になった際に家族らが市の見守りセンターに連絡すると、位置確認ができる仕組みとなっています。2020年6月までに840件の検索依頼があり、全て無事に発見され、そのうち90%以上が連絡から1時間以内に保護をしています。

県内では、長野市や佐久市、須坂市などがGPS機器の導入費用に補助をしています。このような見守りツールの導入について、町の考えをお聞きします。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 認知症高齢者やその疑いのある方の行方不明者、こちらは年々増加をしております。ICTを活用した見守りツールとして、GPS位置情報検索サービスやQRコードを利用した身元照会システム、こちらが早期発見につ

ながるといふことは有効であるといふふうと考えております。

その中でもQRコードのシールを活用した身元照会システム、こちらを取り入れている自治体が多くあることを私どもも承知をしております。このシステムは、個人情報を開示することなく行方不明者の発見につながるものなので、24時間365日、仲介者も要らず、迅速な対応を実現できている、効果のあるシステムだといふふうと考えております。

今後、町としましても、これらの市町村の取組手法や、未実施の市町村の課題等も情報収集して、見守り体制、重層的なものにしていくように努めてまいりたいといふふうと考えております。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） コロナ禍において、多くの方が集まる場所に行くことを控える中、家族と一緒に散歩をすることが認知症の進行予防ともなります。このような見守りツールがあることは、認知症の方の安全と家族の方の安心につながります。ぜひ導入に向けて検討をお願いいたします。

次に、認知症保険について質問いたします。

認知症が進行して徘徊をしてしまったときに、事故に巻き込まれたり、他人にけがを負わせてしまったりするケースがあります。御代田町に住む方で認知症と診断された場合に、町として認知症保険に加入をして、家族の安心につなげていただきたいと考えます。

南箕輪村では、東京の損害保険会社と保険契約を締結し、認知症発症者が線路に入っただけの事故や列車の運行を止めたり、他人にけがをさせた場合、一事故につき5億円を上限とする保険金が家族に支払われます。希望する認知症の村民は、1人当たり、年間1,990円の個人賠償責任保険に加入し、その保険料の半分を村が負担、補助をして、個人は1,000円を負担するというシステムです。

また、上田市では、昨年、市認知症見守りネットワークに登録している95人を被保険者とする、民間の賠償保険に加入をしていて、保険料の全額を市の負担としています。

他人にけがを負わせてしまったり、電車を遅延させてしまって賠償請求を受けた場合、患者や家族が生活に困窮しないよう、認知症患者の方が加入できる認知症保険について、町の考えをお聞きします。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 認知症の人によるトラブルの公的補償につきましては、認知症高齢者による鉄道事故が大きな社会問題となりました。この事故を契機に、認知症の人の補償について検討した厚生労働省ですが、2016年、直ちに制度的対応を行うことは難しいとして、公的補償制度はその時点では見送っております。

今後、認知症の方が増えることは予想されますので、賠償責任保険が認知症高齢者を介護するご家族の不安と負担の軽減につながることを期待をされております。

しかし、国でも、社会としてどのように備えていくのかについて、関係省庁で検討中でございますので、すぐに保険の加入ということではなく、認知症の方が重大な事故を発生させないようにするための地域の見守り体制づくりや、早期に気づき、必要な対応ができるよう、認知症に関する理解を深める取組を推進してまいりたいというふうに考えております。

現在、介護予防教室や認知症初期集中支援チーム、認知症サポーター養成講座、見守り事業等を行っております。これらの事業を継続しながら、認知症高齢者の事故リスクを地域社会全体で支え、当町における望ましい取組を検討していきたいと考えております。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） このように自治体の中には、保険に加入というところも出てきているということで、必要であると考えられる自治体も多くなっているという状況があると思います。ぜひとも、また国の動きなんかも見ながら考えていただければと思いますので、お願いいたします。

次に、認知症サポーターについての質問に入ります。

認知症サポーター制度は、2005年、厚生労働省の呼びかけでスタートし、地域ぐるみで認知症患者とその家族を支援することを目的に、認知症患者が安心して暮らせる町を実現することにあります。

そして、その活動の一環として、認知症に対する正しい知識と理解を持つ認知症サポーターを養成していて、2020年度末の目標を1,200万人の養成を掲げていました。その1,200万人の目標は2019年度に達成し、2020年6月末時点で1,268万人となっています。

昨年10月、町と社会福祉協議会は、御代田中学校の演劇部の協力で、認知症をテーマにした寸劇を撮影し、御代田中学校で開催された認知症サポーター養成講座で上映するなど、認知症サポーターの養成に積極的に取り組んでおります。当町での認知症サポーターの養成数はどのようになっているのかお聞きします。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 町では平成19年度から養成を始めております。これまでに3,243名の方が認知症サポーターとなりました。養成講座を受講する主な皆様でございますけれども、町が主催する生活支援サポーター養成講座や町の社会福祉協議会で行っております中学生の講座、こういったところを受講された皆様を中心となって、認知症サポーターとして活躍をしていただいている状況でございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 私が平成28年3月に一般質問したときには、サポーター養成数は1,912人ということで、着実に養成が進んでいます。3,243人ということは、町民の5人に1人ぐらいの方が養成講座を受講しているということになるのかなと思っております。

認知症サポーターの方には、自主的に活動をしていただいているんですけども、認知症サポーターの全国における活動状況は、平成30年度地域ケア政策ネットワークの調べによると、オレンジカフェの開催または参加が307自治体で最も多く、次いで見守り220自治体、認知症サポーター養成講座の開催協力と傾聴が136自治体と同数で、認知症の人・家族対象サロンの開催が106自治体、SOSネットワーク等への登録99自治体と続き、平成27年度の前回調査より、全ての活動で実施自治体が増加しており、特にオレンジカフェの開催または参加は3倍以上になっております。

御代田町において認知症サポーターの活動状況について、平成28年3月に一般質問しましたが、その時点では、はつらつサポーターの皆さんが研修を受講していて、活躍をしているということでしたが、その後、具体的に活動している認知症サポーターの方はいらっしゃるのか、活動状況をお聞きします。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して温かい目で見守るということが、この認知症サポーターのまずスタートになります。

その後、御代田町、当町といたしましては、目に見えるような活動につなげていられないという状況ではございますが、しかしながら、SOSネットワークシステムを活用しなくても本人の無事が確認できているということは、本人への声かけをしてくださった地域の方がいらっしゃり、温かい目で見守る自主的活動が、この地域にも根づき始めているということを実感しているところでございます。

認知症の方を地域で見守り支えるためにも、活動したいという気持ちを持つ認知症サポーターを実際の活動につなげていく取組、こちらが極めて重要だというふうを考えております。

まだまだこれからではございますけれども、サポーターの皆様にご協力頂き、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指してまいりたいというふうを考えております。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 当町のほうでは、まだ目に見える形での活動はないということではありますが、認知症サポーターの活動の先進的な取組として、三重県松阪市では、認知症サポーター養成講座修了者に呼びかけ、高齢者安心見守り隊養成講座を開催し、地域での活動に意欲のある方900人が見守り隊に登録、自分たちにできることを自主的に実施しています。活動の内容は、認知症地域資源マップをつくったり、見守り、声かけ、ごみ出し支援、傾聴、外出支援などです。

国では、認知症サポーターの活動促進、地域活動づくり推進事業を創設していて、1,200万人以上が養成されている認知症サポーターのさらなる活躍の場の整備へチームオレンジの取組を推進しています。

チームオレンジとは、認知症診断後の早期の空白期間等における心理面、生活面の早期からの支援として、市町村コーディネーターを配置して、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みとして、チームオレンジを地域ごとに整備するもので、

2025年を目標に全市町村でチームオレンジの整備を目指しております。

御代田町では、チームオレンジの整備について、どのように考えているのかお聞きします。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 令和元年6月、国は認知症にあっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、共生と予防を車の両輪として認知症施策を推進していく認知症施策推進大綱、こちらを発表いたしました。

地域の認知症の方やその家族の支援者として期待される認知症サポーターが、正しい理解を得たことを契機に、自主的に行ってきた活動をさらに前進させ、地域で暮らす認知症の人や家族の困り事の支援ニーズと認知症サポーターを結びつける仕組みが、議員おっしゃられましたチームオレンジでございます。

市町村に配置することとなっておりますコーディネーターは、認知症地域推進委員を活用してもよいとされており、これについては地域包括支援系の職員2名がこれに当たります。

そして、認知症サポーター養成講座修了者3,243名いらっしゃいますけれども、ステップアップ研修を受講していただきますとチームオレンジのメンバーという形になります。

なお、認知症サポーター養成講座を修了後、さらに研修を積まれました69名のキャラバンメイトの皆様には、このステップアップ研修の講師としてご活躍頂きたいというふうに考えております。

認知症サポーターの方々の活躍の場を広げていくことは、今後の課題でもございまして、当町、現在のところ、チームオレンジという取組までは至っておりませんが、国では2025年に向けた目標として、全市町村でチームオレンジを整備するということが掲げております。

町といたしましても、認知症サポーターを中心とした支援チームを整備し、認知症施策推進大綱に掲げられた共生の地域づくり、こちらを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○ 5 番（池田るみ君） 高齢化が進む中、認知症サポーターの方などにより、地域の中で支え合うことが、今後はさらに必要になってくると思います。現在は認知症サポーターの方の自主性に任されておりますが、サポーターの方の中には、地域の中での活動に意欲があっても、何をどのようにしていいのかわからないという方もいらっしゃると思います。このような方がチームオレンジの整備が進み、活躍していただくと、地域の中で認知症の方や家族の方がさらに安全に安心して生活ができるようになると思います。チームオレンジの整備に期待をしております。

次の質問に入り……

○ 議長（五味高明君） 質問の途中ですが、ここで暫時休憩します。

（午前 10 時 29 分）

（休 憩）

（午前 10 時 32 分）

○ 議長（五味高明君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

なお、発言残時間がリセットされていますので、60 分からスタートしますが、28 分残りでおしまいになりますので、よろしくお願いします。

池田るみ議員。

○ 5 番（池田るみ君） では、2 件目の新型コロナウイルスワクチン接種についての質問に入ります。

2 月 5 日から 3 日間、NHK が行った世論調査によると、新型コロナウイルスワクチンについて接種したいかという問いに、接種したいとの回答は 61%、接種したくないは 28%、分からない、無回答は 12% でした。

また、コロナワクチンによって感染が収束することを期待するかという問いには、大いに期待するは 24%、ある程度期待するは 54%、あまり期待しないは 15%、全く期待しないは 2% と、8 割近くが期待すると回答しています。

新型コロナウイルスを克服する大きな希望であり、感染収束の鍵を握るアメリカ製薬会社ファイザーの新型コロナウイルスワクチンが 2 月 14 日、国内で初めて承認されました。このファイザーのワクチンについては、臨床試験で安全性や有効性が確認された 16 歳以上を薬事承認の対象と認めています。

そして、2 月 17 日からいよいよ国立病院機構などの医療従事者の 4 万人から先行接種が始まり、3 月初旬から、長野県内では 5 日から、優先接種の医療従事者 370 万

人から470万人、そして市町村が主体となっていく65歳以上の高齢者3,600万人の接種は4月12日から順次始まり、全ての市町村にワクチンが行き届き、接種が本格化するのには26日からになる予定です。その後は基礎疾患のある方、一般の方を対象が拡大されていく予定となっております。

御代田町では、ワクチン接種に向けて、1月14日に補正予算を専決し準備が進められており、接種方法についてはエコールみよたで集団接種を、基本的に個別接種も検討しているということですが、市町村においては、ワクチン実施計画を3月中旬まで策定することになっております。当町では、ワクチン実施計画の策定は済んでいるのか。ワクチン接種の実施体制の準備状況をお聞きします。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 新型コロナウイルスワクチン接種の実施計画でございます。こちらは住民への接種体制の確保を目的に各市町村において検討し、策定することが定められており、当町につきましても現在策定中段階でございます。

今後も協力をお願いする町内医療機関と協議を重ねながら、さらに具体的な内容について策定を進めまして、3月中旬には決定していきたいというふうに考えております。

現在の準備の状況でございますけれども、接種後の体調の急変に備えた緊急医療のための資材、薬剤の購入ですとか、簡易ベッド、パーティション等、会場設置のための必要物品を購入しているところでございます。

また、ワクチン接種の体制の構築には、医療機関の協力が必要不可欠であることから、2月17日と26日に町内医療機関の皆様との会議を開催し、接種への協力をお願いと打合せを実施してございます。

さらに、高齢者の施設の入所者や入院患者の接種を適切に実施するため、今後は高齢者施設への説明会等も実施していく予定でございます。

現状につきましては、以上のとおりでございます。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 65歳以上の高齢者の接種は、4月26日から本格的に始まる予定で、4月26日の週には、全市町村にワクチンが配送される予定で、その後は順次供給され、6月末までには高齢者分のワクチンが全て供給される見込みとなっております。

おります。

65歳以上の全ての方に一遍に接種券を送ると、予約が殺到することなどから、年代別や地域別に接種券の配送を分けるなど、市町村での対応をしていくことになっておりますけれども、当町では65歳以上の方全てに接種券を一度に発送する予定なのか、その辺をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 今現在のところは、全ての方に一括で配送するという予定でございます。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 65歳以上の方は全てに接種券が発送予定ということですが、接種券が発送されると予約が始まりますけれども、予約については電話での予約のほかに、パソコンやスマートフォンなどを利用して、受付時間を気にすることなく、24時間いつでも予約ができるインターネットでの受付が便利であると考えております。

また、町民の方が接種方法や副作用などの疑問や不安に思っていることを相談できるコールセンターの設置については、どのように考えているのか。国からは市町村へ、設置については3月上旬から運用を開始できるよう要請されています。

定例会初日の町長の招集挨拶で、予約は電話またはウェブとありましたけれども、通告してありますので、新型コロナウイルスのワクチン接種の予約方法とコールセンターの設置と運用開始はいつ頃を予定しているのか、お願いします。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 予約方法でございますけれども、準備が整い次第、対象者の皆様に通知をいたします中にQRコードが入っております。そのQRコードからのウェブ予約システムを用いたもの、それから保健福祉課の健康推進係の中に設置いたしますコールセンターでの電話予約と、この2本でまいりたいというふうに考えております。

コールセンターについてでございますけれども、これは国、それから県、市町村、それぞれに設置をされます。また、それぞれが役割を持っております。国がワクチ

ン接種に係る総合的な問合せ、県がワクチン接種に係る副反応、効果等の専門的な問合せ、市町村については接種場所、それから予約等、ワクチン接種に係る一般的な問合せに対応するようというふうになっております。

当町におきましては、専用回線のほうを用意いたしまして、健康推進係のほうに設置し、会計年度任用職員を雇用して対応していきたいというふうに準備を進めております。

コールセンターの設置の時期についてなんですけれども、高齢者向けの接種が4月12日に開始され、順次拡大するとされているものの、現在、町に供給されるワクチンの量、時期、そういったものは全く未確定な状態でございます。

このことから、今後も国や県からの情報収集等を行い、速やかな接種体制の確保に努め、予約方法や実施日等、そういったものが決定した後に、速やかに対象者の方全員に個別通知でまずお知らせをするとともに、広報やホームページ、SNSやメール配信等を活用して、周知のほうに努めてまいりたいというふうに考えております。

また、コールセンターが設置されるまでの間につきましては、町の接種体制やワクチンについての疑問、そういった相談窓口といたしましては、保健福祉課の健康推進係、こちらを窓口として対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 御代田町のコールセンターについては、予約も相談もということで理解してよろしいでしょうか。会計年度任用職員が行うということだったんですけども、この会計年度任用職員は1人なのか、その辺お願いいたします。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 現在のところ、2名、雇用する予定でおります。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 2名ということで、コールセンターにかけた場合は、2人で対応をしていただけるということなんですか。一回線なのか、その辺はどのようになっているのか、もう一度お願いいたします。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

(保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇)

○保健福祉課長(阿部晃彦君) 専用の電話番号は一回線になるんですけれども、会計年度任用職員が2名、それから健康推進係職員がおります。そちらの電話でも取れるようになっておりますので、人数でいきますと8名程度、7、8名の人間がその電話には対応できるような形で対応したいというふうに考えております。

○議長(五味高明君) 池田るみ議員。

○5番(池田るみ君) 先ほど課長のほうからもお話がありましたように、国、県、町でまた相談体制もできているという中で、ぜひ相談窓口の周知とかも早めに行っていたら、国と県、町の電話番号などを入れて周知を行っていただいたり、また健康面の相談についてはかかりつけ医に相談することを、周知を早めに行っていただいたほうがいいのかと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、接種会場への移動支援についてお聞きします。

市町村を主体として、4月以降、65歳以上の高齢者からワクチン接種が始まりますが、高齢者をはじめ町民の皆さんの中には、車の運転ができなかったり、送り迎えをしてもらえる家族などが近くにいなかったりするなど、接種会場への移動が負担になる方もいらっしゃると思われまます。

70歳以上の方であれば高齢者のタクシー利用助成券を、また70歳未満の方でも障害者福祉タクシー利用助成制度の対象者の方は障害者福祉タクシー利用券を利用することもできますが、対象にならない方もいらっしゃいます。

ワクチン接種の費用は無料であっても、2回のワクチン接種へ移動に係る費用負担のことで、接種を受けることを諦めることがないように、ワクチン接種を希望する方が安心して接種を受けることができるように移動支援も必要と考えます。

国からの新型コロナワクチン接種に対する補助金は、集団接種など通常の予防接種での対応を超える対応に必要な経費に使えるとして、被接種者の送迎費用にも使えるとしています。国の補助金を活用して、移動に困っている方の送迎を行うなど、移動支援の考えをお聞きします。

○議長(五味高明君) 阿部保健福祉課長。

(保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇)

○保健福祉課長(阿部晃彦君) 町内の高齢者のうち在宅で暮らし、外出や生活全般に支援の必要な方は、現在75名程度となっております。この方々につきましては外出

が困難なことから、かかりつけ医の訪問診療において接種を受けていただけるよう検討しているところでございます。

ワクチン接種は予約制となります。外出のできる高齢者の皆様の接種会場への移動手段につきましては、予約時間に合わせ利用しやすい既存制度であります高齢者タクシーの活用をお勧めしたいというふうには考えております。

ただし、議員おっしゃられました方々、移動手段がなくてという方々につきましてはでございますけれども、対象者の確認が難しいという課題も考えられるんですけども、国の補助対象となっておりますので、こういった形で支援できるのか、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 隣の小諸市では、会場への移動手段がない人について、市内交通事業者によるマイクロバス運送を検討しているということです。

茨城県の小美玉市の公明議員より、この補助金ですね。補助金はバスの利用は対象になっているけれども、タクシーは含まれないということがあったんですけども、そのタクシー活用の要望を受けまして、榊屋公明党の衆議院議員が厚生労働省と協議しました。その結果、3月5日に市町村とタクシー会社が委託し、接種会場へ行くことが困難な人への送迎を委託した場合は、補助の対象になるという回答を頂いているようです。ぜひ、その辺も確認していただきながら、移動支援のほうもお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、住民票所在地外での接種についての質問に入ります。

新型コロナウイルスワクチン接種は、住民票所在地が原則ですが、新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種を勧めるための自治体向け手引が2月に改正され、やむを得ない事情がある場合は、住民票所在地外でも接種を受けることができるようになったということですがけれども、住民票所在地外で接種を受けることができる方は、どのような方なのか。また、住民票所在地外で接種する場合の手続はどのようなになっているのか、お願いします。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 国は、新型コロナウイルスワクチンについて、必要量を適切に配分する必要があることから、住民票所在地の市町村で接種を受けることを

原則としております。

ただし、長期入院、長期入所しているなど、やむを得ない事情で住民票所在地以外に長期間滞在している方については、一定の要件を定めた上で、住民票所在地以外で接種を受けることが例外的に認められております。

例外を認める要件といたしましては、国が運営しております接種総合案内サイト「コロナワクチンナビ」、この中で申請をしていただいて、そこから発行される住所地外接種届出済証、こういったものを接種を希望する市町村の接種場所に持参していただく必要がございます。

なお、入院・入所者、それから基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合、それから災害に遭った者、拘留または留置されている者、受刑者、こういった方々は申請が不要となっております。

当町の住民の皆様の中にも、町外で接種を受ける方が一定数あると考えられます。その逆で、御代田町におきましても、住所のない方の接種につきまして、同様に実施をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） では次に、集団接種会場での運営訓練についての質問に入っていきます。

1月27日、神奈川県川崎市で新型コロナウイルスワクチン接種会場の運営訓練が行われ、市町村が接種体制を考える際に参考になるように、模擬訓練の様態を撮影した動画が配信されるなどしております。

訓練では、全体の流れと各プロセスでかかった時間は、20名の模擬被接種者の平均で、受付で52秒、予診票の記入で7分10秒、予診です、問診を含めた予診で3分50秒、接種から接種済証交付まで3分18秒と約15分かかっています。

この中で予診にかかる時間では、最短2分から最長8分と被接種者によるばらつきが大きく、時間を要した方は、医師にワクチンに関する質問や健康相談をしていたことにあります。

国からは2月17日に予診票の様式が示されましたが、御代田町では接種券と一緒に予診票を発送し、予診票は事前に自宅で記入をしていただくことを考えているのか。また、予診をスムーズに行うためには、ワクチンに関することや健康相談を事前にかかりつけ医に相談してくることを促したり、接種会場に相談コーナーを設

置するなどの対策も必要になってくると考えます。予診票の記入や予診をスムーズに行うための対策と、また当町における接種会場の運営訓練の実施についてお願いいたします。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 集団接種の会場につきましては、エコールみよたのあつもりホールとして準備を進めております。3月中には必要な物品等を整えまして、その後、実際に会場のほう設営して動線を確認するほか、接種を想定しました訓練を実施したいというふうに考えております。

報道によりますと、さきに模擬訓練を実施した自治体などでは、課題として問診に想定以上の時間がかかったことが上げられておりました。

それに対する対策といたしまして、先ほど議員おっしゃられましたけれども、予診票は事前に郵送し、自宅で記載して会場に持参していただくということ。それから、基礎疾患のある方につきましては、かかりつけ医にワクチン接種の許可を頂いてから接種を受けること。そういったことを対象者に事前にお伝えして、時間の短縮に努めてまいりたいというふうに考えております。

今回の集団接種につきましては、前例のない規模で、かつ感染症予防対策の徹底、こういったことも必要なものでございますから、今後実際に訓練を行って、課題を洗い出すなどして準備をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） ぜひとも運営訓練、シミュレーション等もやっていただく中で、課題もまた様々見えてくると思いますので、対策を取っていただいて、万全の体制を整えていただきたいと思います。

次に、小中学生へのインフルエンザ予防接種の補助の1年延長をということで質問をさせていただきます。

御代田町では、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備え、令和2年度のみ時限的措置で、小中学生の季節性インフルエンザ予防接種へ、1人につき1回2,000円の補助を行っていて、申請期間は3月31日までとなっています。保護者の方からは、家族4人での接種にかかる費用がかかり大変でしたが、中学生の子供には補助を出していただけたので助かりましたなど喜びの声を頂いて

おります。

新型コロナウイルスについては、第3波と言われる感染拡大がありました。季節性インフルエンザについては、2月8日から14日の1週間で報告された患者数は、全国で僅か56人で、昨年同期の約0.1%と大きく減少をしています。

減少した最も有力な要因は、マスク、手洗い、3密回避など、コロナウイルス感染予防対策が徹底されたことと、昨秋からインフルエンザ予防接種が進んだことにあると考えられています。

現在始まっている新型コロナウイルスのワクチン接種の効果については期待をするものですが、ワクチン接種の対象者は16歳以上となっていることから、小中学生は対象になっていません。

また、新型コロナウイルスワクチンの実施期間は、可能な限り、短期間で接種を完了できるように取り組みつつも、現時点では最長1年としていて、令和4年2月末日までとなっております。

季節性インフルエンザの流行が始まる時期には、希望する方が全て接種を終えるのは難しいのではないかと考えます。このようなことから、季節性インフルエンザの小中学生への予防接種の補助を1年延長して、令和3年度も実施していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 今年度実施しております小中学生へのインフルエンザ予防接種の補助につきましてでございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大後に初めて迎える季節性インフルエンザの流行期を万全の対策で迎えるため、令和2年度のみの特設措置ということで実施してございます。

小中学校におけるインフルエンザの集団感染及び罹患した際の重症化の防止、学校現場の混乱を防ぐことを目的に、令和3年3月31日までの間に受けられましたインフルエンザ予防接種にかかる費用のうち2,000円を限度として補助金を交付しているものでございます。

令和3年2月現在、対象児1,313人中493人の申請がございました。補助額につきましては、総額で98万5,000円となっております。

令和3年度、来年度、同様の補助を実施するかにつきましては、今後の新型コロ

ナウイルス感染症の流行状況、こういったものを踏まえながら、現時点ではなくて、適切な時期に判断をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） ここでの判断は難しいとは思うんですけども、感染状況を見ていただいて、適切に早めの判断をしていただきたいと思います。

新型コロナウイルスワクチン接種については、国においても日々状況が変わっております。町長の招集挨拶にもありましたけれども、今後も政府の決定にあわせて、町内医療機関等との調整を続け、その都度、最善の方法へ見直しながら、入念に準備をしていくとありました。ぜひとも町民の皆さんが安全に安心してワクチン接種ができるように準備のほうをお願いいたしまして、私の全ての質問を終わりにいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、通告1番、池田るみ議員の通告の全てを終了いたします。この際、暫時休憩いたします。

（午前10時59分）

（休 憩）

（午前11時15分）

○議長（五味高明君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

通告2番、徳吉正博議員の質問を許可します。

徳吉正博議員。

（7番 徳吉正博君 登壇）

○7番（徳吉正博君） 議席番号7番、通告番号2番、徳吉正博です。

私は、新型コロナウイルス感染症対策について質問いたします。

日本で初めて新型コロナウイルス感染者が報告されてから1年が過ぎました。世界はもちろん、日本でも急激に感染が広がり、今まで経験したことのない医療非常事態を招いていますが、いよいよ新型コロナウイルス用のワクチンが日本にも到着し、医療機関関係者から順次ワクチン接種が始まり、どこまで感染が抑えられるか期待しています。

さて、御代田町では、昨年6月の定例議会で予算化された新型コロナウイルス感染症対策で、町内の医療機関に対して、医療材料購入補助支援がされましたが、その後の現状についてはどうか。

6月の定例議会で令和2年度一般会計補正予算案が提出され、全会一致で可決されました。その内訳として、新型コロナウイルス感染症対策に医療機関、介護保険施設、医療材料費購入補助金として2,000万円の増額補正が一般財源、財政調整基金から繰り入れられました。

医療機関等に新型コロナウイルス関連の医療材料購入への補助や抗体検査、PCR検査が必要とされる人が御代田町でいつでもできるようになりました。医療材料購入補助として病院に100万円、診療所、介護保険施設に各50万円、医療資材購入補助として1,200万円を、抗体検査、PCR検査実施医療機関に補助としています。

補助内容として、町内の医療機関12か所あり、病院1か所、医療診療所5か所、歯科診療所6か所、介護保険施設3か所であります。その後、町内の医療機関、現状についてお尋ねをします。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 御代田町新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金、こちらは地域医療及び介護保険施設の体制維持を図るため実施をいたしました。

補助メニューといたしましては、町内の医療機関及び介護保険施設が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的に購入する消耗品及び備品費を対象に補助する新型コロナウイルス感染症対策地域医療体制推進事業と新型コロナウイルス感染症対策介護保険施設サービス推進事業の二つです。それとPCR検査を実施する医療機関が新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者の診察に必要な設備、消耗品及び備品費を対象に補助する新型コロナウイルス検査対応医療機器等整備事業という形の補助となっております。

2月末現在の実施状況でございますが、新型コロナウイルス感染症対策地域医療体制推進事業、それから新型コロナウイルス感染症対策介護保険施設サービス推進事業は、対象となる町内の病院、それから診療所、介護保険施設、全てから申請があり、診療所、介護保険施設にはそれぞれ50万円、病院につきましては100万円を上限に補助をいたしました。

補助品目の内訳といたしましては、マスク、フェースシールド、医療用グローブ等の个人防护具やアルコール、消毒液、空気清浄機、パーティション等の環境整備

に関するものが多く購入をされております。

それから、新型コロナウイルス検査対応医療機関等整備事業につきましては、病院から申請があり、1,200万円を上限に補助をいたしました。補助品目といたしましては、人工呼吸器ですとか心電図、血圧モニター、体温管理システム等の診療設備でございます。

今回の補助を受けました対象の医療機関、介護施設等からは、新型コロナウイルス感染症の第1波到来直後から感染症防止対策を万全に講じることができたとの話もあり、地域医療を守る対策を講じることができたと考えております。

また、PCR検査につきましても、本補助を活用し、必要な体制を整えることで、町内で検査を受けられる体制を7月という早い時期から整えることができ、住民益の向上に寄与することができたというふうに考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 徳吉議員。

○7番（徳吉正博君） 御代田町民にも新型コロナウイルス感染者が確認されております。

昨年の7月から検査を受けられるようになったということなのですが、現在までの感染者の人数が分かれば教えていただきたいと思います。また、その後の感染者の経過をお尋ねをいたします。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） まずPCR検査、検査数です、検査数でございますけれども、こちら、すみません、非公表となっております。町では実際の数字については把握をできておりません。

以上です。

○議長（五味高明君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） 初めに、町長が招集挨拶の冒頭で申し上げましたとおり、第一線で闘っておられる医療従事者の皆様に改めて感謝いたします。また、感染防止対策の徹底にご協力頂いている全ての皆様にも、改めて感謝を申し上げます。

さて、県内では昨年2月25日に初めて陽性者が確認されて以来、昨日までの約1年ちょっとで2,374例の陽性者が確認されております。このうち昨日の午後

5時現在で入院等が19人、この中に重症者、中等症はございません。退院等が2,346人、この中に死亡者が41人というふうになっております。

佐久保健所管内では、累計で368例の陽性者が確認されており、昨日の午後5時時点で入院等がお2人、退院等が364人となっております。

なお、入退院後の詳細等につきましては一切公表されておられませんので、不明となっております。また、お亡くなりになられた方の情報についても、ご遺族の強い意向等に配慮いたしまして、県全体として詳細は公表されておられません。

当町における陽性者数の推移につきましては、昨年8月5日に初めて1例が確認されました。9月に2例が確認され、10月、11月には陽性者は確認されませんでした。年末になっていわゆる第3波の影響が当町でも見られるようになりまして、12月に4例、年が明けて1月には21例が確認されました。

このように当町は、第1波では陽性者が確認されず、夏の第2波によるものが3例、年末年始の第3波によるものが25例、確認されております。町全体では1月19日を最後に、これまで28例が確認されているところでございます。

現在、全県の感染警戒レベルは1、平常時となっておりますが、政府は1都3県に対する緊急事態宣言を今月21日まで延長いたしました。

今後、卒業、入学、就職、引っ越し、帰省や謝恩会、歓送迎会などによる人の移動や飲酒に伴う会食の機会が多くなる年度末、年度初めを迎えることから、うがい、手洗い、手指消毒、3つの密を避けるなどの基本的な感染防止対策をはじめ、感染拡大地域への訪問はできるだけ控えていただく、親しい方と過ごす際にもマスクを着用していただく、大人数、長時間の会食を避けていただくなど、新たな日常生活が習慣となりますよう、引き続き感染防止対策の徹底について、町民や事業者の皆様にご協力を呼びかけるとともに、差別や誹謗中傷が生まれないよう、冷静な行動をお願いしてまいります。

以上です。

○議長（五味高明君） 徳吉議員。

○7番（徳吉正博君） 長野県では、昨日現在、2,347名の感染者が確認されております。感染者には一日も早いご回復をお祈りをいたします。

早々にマスク社会から元の生活に戻りたい。そんな願いがいつ来るのか。皆さんの新型コロナウイルス感染症対策を徹底して、コロナに打ちかつ体力をつけたいと

思います。

次に行きます。コロナ禍における町内企業との情報交換と企業誘致等について質問いたします。

新型コロナウイルス感染症対策の中ではありますが、町内の企業との交流は図れているのかについて質問をいたします。

御代田町では、2014年10月にシチズン時計ミヨタ工場が佐久市へ移転するという事例がありました。シチズン時計の親会社、シチズンホールディングスは、ミヨタ工場は1959年、昭和34年に建築され、老朽化にて移転先を探していたとのこと。町はシチズン時計ミヨタ工場が佐久市へ移転する計画を知らなかった経過があります。町は、どのような方法で企業との交流を図っているのか、お尋ねをします。

○議長（五味高明君） 大井産業経済課長。

（産業経済課長 大井政彦君 登壇）

○産業経済課長（大井政彦君） お答えいたします。

町内企業との交流情報交換についてお答えいたします。

当町では、平成15年頃から町内企業との友好的関係を築くため、特に大手企業との間では年1回、懇談会を開催し、情報交換などを通じて、企業側のニーズを把握してまいりました。

また、これとは別に、ミネベアミツミの間では、毎年春と秋の2回、定期的な懇談会が開催されてきております。

しかしながら、今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、緊急事態の発令などに伴い、相手企業側の都合もありまして、懇談会は開催できてないというのは状況でございます。

町としては、今後の新型コロナウイルスの感染状況にもよりますが、できるだけ早く懇談会などの交流の場を設けていきたいというふうに考えております。

○議長（五味高明君） 徳吉議員。

○7番（徳吉正博君） コロナ禍ではありますが、町の発展を支える既存企業との協力や連携を図ることで、町外への移転を防ぐためにも大事なことではないかと思っております。

企業誘致や創業のための支援策については、近隣の自治体では企業誘致に税制面

の優遇や土地購入への補助金などの支援を行っています。御代田町では、新たな企業誘致や創業のための支援策をどう考えているのか、お尋ねをいたします。

○議長（五味高明君） 大井産業経済課長。

（産業経済課長 大井政彦君 登壇）

○産業経済課長（大井政彦君） 新たな企業誘致や創業のための支援策についてお答えいたします。

当町では、以前から工業振興条例や商工業振興条例に基づき、事業用地の購入や生産設備の新增設などに係る固定資産税を基準とした補助制度を設けているほか、昨年度には工場等立地雇用促進事業補助金交付要綱を制定いたしまして、町内に工場等を新設し、町内居住者を新たに雇用した事業者に対して、雇用1人当たり40万円、移住者の場合、雇用1人当たり80万円の補助金を交付することとしております。

また、長野県と連携した支援策といたしまして、地域の特性分野に該当する事業を実施する事業者に対して、税を優遇する制度なども設けられているところでございます。

新規創業支援に関しては、これまで町商工会と連携した創業支援セミナーを開催してきました。セミナー受講者は、株式会社を設立する場合に登記にかかる登録免許税が軽減されたり、融資を受ける際の信用保証枠の拡充といった優遇措置が設けられていることとなっております。

今年度は、新型コロナウイルス感染症によりセミナーは開催できませんでしたが、今後も商工会と連携しながら、創業支援に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（五味高明君） 徳吉議員。

○7番（徳吉正博君） 振り返ってみますと、御代田町の工場誘致は、昭和30年、大黒葡萄オーシャン工場が、現在のメルシャンですけども、誘致された頃に始まり、昭和35年に御代田精密、現在のシチズンファインデバイス、38年には川上製菓、現在のレーマンチョコレートです。38年には日本ミネチュアベアリング、現在のミネベアミツミ株式会社です。また、シメオ精密、現在、シチズンファインデバイス、43年には濱野皮革工藝社、58年にはシチズン精機、現在のシチズンマシナリーと、現在、世界的な大企業が次々と誘致され、現在に至っています。御代田町

も町民も、それぞれの企業とともに大きく発展してきました。

次に、やまゆり工業団地にオフィス施設を造り、IT企業等を誘致する考えはないか。

企業誘致については、御代田町に工場誘致をする大きな土地がありません。提案として、これからは浅間山を臨むやまゆり工業団地を整備し、浅間高原オフィス施設を造り、自然豊かな環境の下で研究施設やIT企業、オンライン、テレワーク企業への誘致をしてはどうでしょうか。町の考え方をお聞かせください。

○議長（五味高明君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 当町では、昭和30年の現メルシャン株式会社であります大黒葡萄オーシャン工場から始まり、多くの精密加工や食品加工を中心とした企業を大林地区の準工業地域と平成10年に農村地域工業等導入促進法により、大谷地地区に造成いたしましたやまゆり工業団地を中心に誘致活動をしてまいりました。

このうち、やまゆり工業団地にオフィスを造り、IT企業等を誘致する考えがあるかということについてお答えをいたします。

まず初めに、やまゆり工業団地の現状について申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、平成10年に完成しましたやまゆり工業団地につきましては、同年に現在のシチズンファインデバイス株式会社に約2.8haを、平成17年に日穀製粉株式会社へ約1.2haを売却しました。このうちシチズンファインデバイス株式会社へ売却した工場につきましては、株式会社エリアデザインに売却をされまして、現在に至っております。

一方、やまゆり工業団地造成当初に用地交渉が難航し、買収できなかった0.3haにつきまして交渉を進めまして、平成29年3月に御代田町土地開発公社が買収をいたしました。株式会社エリアデザインは、この購入した土地と公社で所有した土地を合わせた約0.7haにつきましても購入を希望しているため、令和元年度事業としまして、土地開発公社では造成工事を、町では隣接する道路整備と下水道工事を完了しております。

以上のとおり、現在は株式会社エリアデザインとの交渉、協議を継続している段階でありまして、やまゆり工業団地内でほかの企業を誘致する考えはございません。

しかし、新たに企業誘致ができる用地確保については、今後検討していく準備を

しております。徳吉議員におかれましても、今後ともご意見を頂ければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（五味高明君） 徳吉議員。

○7番（徳吉正博君） ご検討をよろしくお願いいたします。今、新型コロナウイルス感染対策で都市部の人たちが移住や地方で働くことに関心が高まっています。ぜひ、今後の町発展のためにもご考慮願いたいと思います。

また、うれしいニュースとして、昨年、クラフトビール、ヤッホーブルーイング社が佐久市から御代田町に拠点を移して操業を始めました。そして、昨年秋には株式会社アマナが御代田写真美術館を中核として、観光関係事業との連携、文化の振興と観光振興地域の活性化につなげる目的として、文化庁から認定されました。

また、今月にはひらまつホテル、軽井沢御代田がグランドオープンをします。新しい進出した企業等に、町はどのように携わっていくのかお尋ねをします。

○議長（五味高明君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 町の新規誘致企業への姿勢という概括的なご質問かと存じますので、私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

まず、株式会社アマナについてでございます。同社は現在、来年でございますが、令和4年夏をめどに、御代田写真美術館を開設できるよう準備を進めているところでございます。

その準備に際しまして、文化観光推進法に基づき、文化庁が認定した拠点計画に、御代田写真美術館を中核とした環浅間エリアの文化・観光推進拠点計画が含まれているところで、現在のところ、5か年度あわせて3億円以上の国からの補助金が交付される計画となっているところでございます。

御代田写真美術館の設置場所は、これまでも御代田町の文化振興において大きな役割を果たしてきた場所であり、町と賃貸借契約があるからといって、勝手な使い方をしてもらえるわけではないという認識をしております。

株式会社アマナにおかれましても、その場所がこれまで持っていた意義を十分に理解し、まちづくりへの責務を十分に感じていただきながら整備を進めていただけるように、これまでも再三、進藤社長をはじめ、お願いをしてまいったところでございます。

今後もその姿勢を貫き、旧メルシャン美術館が立地していた意義にのっとり、準備、運営をしていっていただけるよう、町としてしっかりとお話をしてみたいと考えているところでございます。

次に、今月16日に高級なオーベルジュでありますTHE HIRAMATSU 軽井沢 御代田の開業を予定している株式会社ひらまつについてでございます。

目下、開業に向けた準備がピークに達しており、佐藤総支配人をはじめ、大変忙しくされております。株式会社ひらまつ様は、一昨年秋に御代田町の食材をふんだんに使ったランチ、ディナー企画を開催していただき、ふるさと納税の返礼品にも、その食事券を加えていただきました。その後も同様の企画頂きまして、これまで3度の企画がございまして、多額の寄附金を集めていただいているところでございます。

近く、新たなオーベルジュの宿泊券も返礼品に加わることとなって、これは本当にもうすぐだと思えますけれども、返礼品に加わるようになっておりまして、沖縄の宜野座等の既存の施設における寄附金の状況なんかを見ますと、これ1件当たり、かなりの高額でありますので、年間、恐らく数千万円単位の寄附金の上積みが見られるのではないかと期待しているところであります。

また、ひらまつ自慢のお食事には、既にかかなりな種類の御代田の野菜など、食材をお使いいただく計画となっております。聞きますと、朝食だけで20種類ぐらいの野菜を使われるというふう聞いておりまして、その多くが御代田町の野菜、特に季節がいい場合は、たくさん使いたいというようなお話も聞いております。

構内には野菜のハウスがあるんですけれども、そこも町内の農業生産法人の協力に基づいて、野菜をそこで作って、ハーブ等だと思えますけれども、そういったものをその場所で作ったものをその場所で提供していくというような、かなり農業生産地ならではのオーベルジュの運営ということがされるようでございます。

今後も御代田の食材、地域の食材をお使いいただけるように、その割合が高まるようお願いをしていきたいと思えます。

また、お客様が長期滞在しても退屈しないよう、町内のアクティビティとうまく連携することも重要だろうと考えております。私も今後、関わりを持ちながら、町内にいろいろな事業者とのマッチングをできればと思っております。

当然ながら、ホテル施設等ですので固定資産税も入りますし、また中では、あそ

ここで温泉が湧いているわけではないんですけれども、県内からの温泉を運び湯でやっている、1日何回も実はその場所と往復されることになるようなんですけれども、そういった形で温泉を利用させていただく。したがって、御代田町でも入湯税が発生するというだけでもございます。

それともう一つ、昨年9月に本社機能を移転し、御代田醸造所としてオープンされましたヤッホーブルーイング様に関してでございます。

もともと進出の大きなきっかけとなったのが、私のまちづくりの理念に共感頂いたという部分もでございます。したがって、まちづくりにご協力頂ける体制づくりにも大きな期待が持てるところであります。

以前から議会でもご説明しておりましたけれども、実際に昨年12月、期替わりのタイミングで、御代田町とジョイントする部署を社内に設けていただいたところでありまして、私もその部署の方とは何度もお話しさせていただいているところでございます。町とヤッホーさんとの良好なコミュニケーションが進んでおります。

今後、まずはヤッホーさんが得意とするECサイト、電子商店と言ったらいいでしょうか、のノウハウを用いたふるさと納税事業のブラッシュアップをお手伝いいただくといったことが考えられます。

また、チームビルディングという形、組織の、フラットな組織の在り方なんですけれども、チームを構築して、そのチームごとの人材が力を発揮していくチームビルディングというものがありますけれども、そういった手法によりまして、しなやかかつ筋肉質な組織をつくっておられるヤッホーさんでございますので、役場の人材育成の面においても、十分にご協力頂けるようにお話しを進めていきたいと考えているところでございます。

役場とヤッホーさんの組織、いろいろな点で真逆かなと思いますけれども、よい点についてはしっかり受け止めて、ダイナミックなまちづくりにつなげていけるように協議を進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 徳吉議員。

○7番（徳吉正博君） 今後ともよろしく願いをいたします。御代田町が企業とともに発展していければ幸いかと願います。

最後に、新型コロナウイルス感染症に対して、何よりもコロナウイルスに負けな

いという心構えが最大の防御ではないかと思えます。

以上、私の一般質問、終わります。

○議長（五味高明君） 以上で、通告2番、徳吉正博議員の通告の全てを終了します。

昼食のため休憩します。午後は1時30分より再開します。

（午前11時47分）

（休憩）

（午後1時30分）

○議長（五味高明君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

通告3番、小井土哲雄議員の質問を許可します。小井土哲雄議員。

（8番 小井土哲雄君 登壇）

○8番（小井土哲雄君） 通告3番、議席8番、小井土です。

3月の定例会を迎えましたが、振り返りますと、小園町長が町長となられて丸2年が過ぎました。当然、できる方であると期待をしていましたが、期待以上のスピードで御代田町を牽引していただいております。

今議会初日の議会招集挨拶で一部語られましたが、数多くの改革であったり、新規事業へ意欲的に動き出しております。コロナ対策におきましても、他の行政体以上の手厚い支援策に感謝したいと思います。

議会初日の町長招集挨拶は30分ほどあったかと思いますが、金曜日に、テレビ西軽さんが早速7時の生放送で一部流してくれました。私も町長のツイッターをチェックしていますが、早速、土曜日には動画が載っていました。多くの町民の皆さんにフルバージョンを見聞きしていただきたいと感じました。

物事を決めるには議会承認が必要となりますが、右腕となる副町長のサポートも評価すべきと思います。内堀副町長は行政経験が長く、決してイエスマンでない性格がうまくマッチングしているのではと思っております。誉め言葉になっているかはわかりませんが。職員もその速さに戸惑うことなく、小園町政のあと2年をしっかりと支えていただき、さらなる発展に寄与していただきたいと心から願うものです。

さて、久しぶりの一般質問になりますが、ご存じのように、監査委員として、毎月の出納検査に始まり、各課の事業執行状況を毎月、一日かけてチェックし、その都度、意見を述べておりますので、なかなか一般質問としては、既にその監査の場で申し上げてあるので、やりづらい部分もございます。

しかしながら、議会人としての責任は、執行部に対し警鐘を鳴らすべき立場であり、立案・決定・執行・評価における論点、争点の発見も求められますが、以前の一般質問を掘り起こし、その経過と結果を追及することも大事な仕事かと思えます。

そこで、本題に入りますが、今回、私は国保税、資産割の見直しについてお聞きします。

国民健康保険制度は、平成30年度に税制改正が実施され、財政運営主体が市町村から県へ移行されました。こうした中で、県は国保税の算定方式を3方式の所得割、均等割、平等割とし、資産割を令和9年度までに県内統一して廃止することで検討しています。この件につきましては、平成29年3月定例会一般質問において、国保資産税割に異議ありと質問しましたが、その後の経過と今後についてお聞きします。

平成29年3月定例会一般質問において、私の質問に対し、当時の保健福祉課長からは、平成30年度から国民健康保険改正に伴い、現在、県と代表10市町村で構成される国保運営連携会議において、長野県における国保運営方針の検討が現在進められている状況である。この中で当然、国保税の算定方式についても検討されている。

当課としても、国民健康保険の財政運営の主体が移行後において、賦課方式、保険税率等については各市町村でそれぞれ決定することになっているので、今後、県の方針を踏まえた上で、当町の国保運営協議会の場で検討していきたいと答弁されています。

このことからしても、既に4年が経過していますので、当町の国保運営協議会で協議されたかと思えますので、その経過と今後の方針も後ほど、答弁の中でお聞かせください。

答弁の前に、4年前の一般質問を振り返ったほうが皆さんわかりやすいと思いますので、多少述べさせていただきます。

平成25年に1億732万円あった基金を取り崩し、保険税増税を避けるために補填しました。8年前になります。しかし、翌年の平成26年4月には国保税が平均22%増税となり、それでも足りない予測から、法定外繰入れとして2,000万円を平成26年、27年の2年間、あわせて4,000万円を一般会計より繰り入れました。

ともあれ、平成30年には2億円の基金を積み立てることとなりましたが、当時の医療費は月平均7,800円でしたので、ほぼ3か月の担保でしかありませんでした。その後、令和元年に1億円を積み立て、あわせて3億円の基金を積み立てることとなり、一時逼迫化した保険財政が一息入れられる状況になりました。

そこで、平成29年3月の一般質問ですが、国民健康保険税は医療分、支援分、介護分の3つから成り立ち、それぞれの賦課方式で税率を定めています。賦課方式は地方税法に規定されており、国民健康保険事業に要する費用を所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割により案分する4方式で成り立っており、御代田町もこの4方式での徴収となります。

平成29年当時は、長野市、松本市、軽井沢町が、資産割を除いた3方式でした。さらに、世帯割を除いた2方式もあるようですと述べ、国民健康保険税は被保険者の自己負担分を除いた経費の2分の1が県の補助で、残りの2分の1が保険税となるので、資産割もしくは世帯割がない場合は所得割、平等割の税率が増すことになる仕組みはわかりますがと申し上げ、その後、資産割の不公平感を申し上げました。

この問いに対しまして、当時の保健福祉課長は、当町においては、資産割による収入が年間3,400万円ほどある。仮に、資産割を廃止すると、減収を補うため、所得割及び均等割の税率を上げることが必要。それにより、税負担がより一層重くなることが懸念されると答弁がありました。当然、資産割が廃止となれば、他の税率が上がることは承知の上の質問で、あくまでも、資産割の不公平感から、廃止の必要性を訴えたわけです。

また、当時の保健福祉課長は、最後に、このように述べています。国民健康保険の財政運営の主体が、移行後においても賦課方式、保険税率についても、各市町村で決定することになっているので、今後、県の方針も踏まえた上で、当町の国保運営協議会の場で返答してまいりたいとの答弁でありました。ここまでの前回の一般質問のやりとりとなります。

そこでお聞きしますが、既に、私の一般質問から4年が経過しています。これまでに、当町の国保運営協議会で協議されたかと思いますので、その経過と今後の方針をお聞かせください。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 国保税につきましてですが、以前、小井土議員にご質問をいただいて以降、税率の見直し、資産割について検討を続けてまいりました。

最初に、国民健康保険税の課税の方法、それから、県の動向についてご説明をいたします。

国民健康保険税は所得割、資産割、平等割、均等割の4方式で課税する方法が多くの市町村で採用されてきました。当町でも4方式を採用しております。その中で、資産割は応能原則における所得割額を補完する役割を持たせるため設けられており、社会保険と異なり、所得が安定しない国保の、特に農村部では、一定税額の確保ができるため、多くの市町村で取り入れられております。

当町でも安定した納税額が確保できる貴重な財源であり、令和2年度課税時点で、資産割額約3,000万円となっております。しかし、国保加入者の就業形態は、現状、自営業だけでなく、給与所得者の割合が高くなるなど、変化してきているとともに、資産割への負担感と、それから不公平感も増してきている状況でございます。また、全国的に廃止する流れになっております。

長野県でも、同じ所得の県民は同水準の保険料負担という理念を踏まえ、県内加入者の負担の平準化を図り、保険料水準の統一化を目指し、本年度中にロードマップを示すよう調整はしております。この中で、令和9年度までに資産割を県内で統一して廃止し、算定方式を3方式とすることが検討されております。令和2年度課税時点で資産割を廃止しているのは、県内77市町村中31市町村となっております。

次に、検討の状況でございますが、平成30年度以降は、県へ納める納付金の変動が大きかったことから、税率は据え置いてきました。今年度は、先ほど説明した県の動向なども踏まえて検討を続け、今後の国保特別会計の財政運営を推計をいたしました。

被保険者数は平成27年度から令和元年度の5年間で575人減少し、今後も減少が続くことが予想されます。また、これから後期高齢者医療制度へ移行する60歳以上の課税所得の割合が48.9%を占めていることから、課税所得の減少が予想されます。加えて、新型コロナウイルス感染症による収入減などの所得への影響も予想が難しいことから、所得割等の見直しは行わず、資産割の医療給付費分を2.0ポイント、後期高齢者支援金分を1.5ポイント、介護納付金分を1.0ポイント、合

計で4.5ポイント下げる案とし、国保運営協議会に諮問をいたしました。

協議会では妥当であるとの方針をいただいております。今定例会に改正条例案を提出させていただきます。今後は段階的に資産割を引き下げていき、県の方針にあわせて、令和9年度までに廃止する計画としております。

以上です。

○議長（五味高明君） 小井土議員。

○8番（小井土哲雄君） この件につきましては、先月の2月10日に行われた議会全員協議会で報告を受けていましたが、それ以前に、今回の3月定例会において、国保税の資産割について質問しようと思ひまして、保険福祉課に現状を聞いたところ、2月10日の全協で4.5ポイントの引下げ予定を報告したいとのことでした。

資産税割が引き下げられるのであれば、あえて今回、この質問をしなくてもよいのではとも思ひましたが、先ほど申し上げましたとおり、これまでの一般質問に対する掘り起こす責任もあることから、あえて質問するところであります。

また、この質問を見聞きする中で、町民の皆さんの安心感にもつながることを期待しますし、町長を初め保険福祉課の頑張りも皆さんに伝えるよい機会とも考えています。

そこで、資産割は令和3年度、合計で4.5ポイント引下げ予定で、段階的に引き下げ、令和9年度までに廃止予定ということでしたが、今後の財政運営はどのような見通しかをお伺いします。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 先ほど説明しました被保険者数の減少、それから、課税所得の減少、国保税の税率を決定する上で重要であります県への納付金等を推計し、財政状況を予想した結果ですが、引き下げる資産割分の国保税の減収はありますけれども、安定的な財政運営が可能であると。令和9年度時点で、現在ある3億円の基金、こちらを少し取り崩すことになるというふうに考えております。

これにつきましては、現時点での予測ですので、今後も、被保険者数の推移や課税所得の状況、県の動向を注視し、毎年、予測の見直しを実施してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 小井土議員。

○8番（小井土哲雄君） 確かに、被保険者数と課税所得、県の動向が不透明ですので、見通すことは難しいのでしょうか。

今、課長の答弁にもありましたが、令和元年度末には3億円の基金を蓄えることができました。その件につきましては、後ほど触れるとしまして、県へ納める納付金が、国保税率を決定するのに重要であると説明していましたが、納付金の今後の推移をどのようにお考えか、お知らせください。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 納付金の今後の推移でございます。

平成30年度の制度改革に伴いまして、財政運営主体が市町村から県へ移行いたしました。この制度の特徴の1つである国保事業費納付金、これは県が市町村の支払った保険給付費に対して、全額交付をする保険給付費等交付金の財源となっております。

このことから、県では毎年度、各市町村が支出する保険給付費等を推計し、納付額を決定しておりますが、様々な理由により、変動が大きくなっております。当町の納付金額につきましても、令和元年度、約3,500万円の増、令和2年度は約6,700万円減、令和3年度は700万円減と、ともに一定ではございません。

令和3年度につきましては、県全体の納付金額約30億円増える予定でございましたが、保険給付費が予想より減ったこと、また、県が新型コロナウイルス感染症の影響による市町村の保険税収入不足の可能性等を考慮し、繰入金分を上乗せしたことなどがあり、増額幅は約4億円まで縮小をいたしました。当町でも、当初は増額の予想でしたが、増額幅が縮小されたことと、医療費水準が下がったことなどにより、結果的には、減少する形になっております。

こうしたことから、今後の推移について予想するのは非常に難しいところではあります。納付金の増加の要因としては、保険給付費や後期高齢者支援金、介護納付金、こういったものの負担が増えることが考えられ、また、これらについては、高齢化や医療の高度化が進むことから、このような傾向が続くものというふうと考えられます。

ですが、県の計画で、医療費水準を二次医療圏で見るとということになりますと、

高額な医療費の発生による急激な医療費水準の増加は抑えられまして、大幅な増減はなくなっていくものであるというふうにも考えられます。このように、納付金の動向、非常に不透明であり、推計が難しいということでございます。

なお、現在の積立金、基金積立金程度の一定額の基金の保有は今後も必要ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（五味高明君） 小井土議員。

○8番（小井土哲雄君） 納付金は様々な理由によって大きく変動するのでしょうか。こうしたことに対応するために、答弁にもありましたが、基金の重要性が挙げられます。3億円の基金があるのであれば、減税すべきとの声も耳にしますが、安易に減税するのではなく、長期的に負担が増すことのないよう、保険福祉課におきましても、同様の考え方と思いますが、基金の有効活用が必要と私も考えます。

次に、令和2年度課税時点までに資産税を廃止している市町村が31あると説明がありましたが、その市町村の中で、資産割を下げた分を所得割、平等割、均等割で補っているところはあるのかをお聞かせください。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 令和2年度課税時点の状況でご説明をさせていただきます。

資産割を下げたのは19市町村ありますが、そのうち、10市町村につきましては、所得割や均等割、平等割の税率を上げている形ですので、税額自体は変わらないか、逆に増えている市町村もございます。

また、医療給付費分の資産割だけでなく、所得割、均等割、平等割を全体的に下げて、後期高齢者支援金分や介護納付金分の所得割、均等割、平等割、こちらを上げている市町村もあります。こちらも税額は変わらないか、増えているというものでございます。

当町につきましては、令和3年度から資産割を下げますけれども、所得割、均等割、平等割、こちらの見直しは実施しない予定でございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 小井土議員。

○ 8 番（小井土哲雄君） 資産割を下げれば、所得割、均等割、平等割を増やして財源確保をしなくてはならない。その流れはわかりますが、他の市町村では、逆に上がっている自治体もあるとのことでしたが、後期高齢者支援分や介護納付金分の所得割、均等割、平等割を上げている市町村もあるということですが、それでは本末転倒かと思えます。

そのような中、御代田町において、資産割は令和 3 年度下げる方向で所得割、均等割、平等割の見直しをしない。ということは、資産割を 4.5 ポイント下げるが、ほかは上げませんということですので、資産税を廃止して、関連する税が上がり、帳尻を合わせている自治体がある中、御代田町は着々と令和 9 年度資産税廃止に向かい、歩み始めたと考えます。まずは一步前進を喜ばしく思います。

あと、お聞きしたいことは、令和 3 年度より資産割を 4.5 ポイント引き下げる予定はありがたいことではありますが、今後の計画では、段階的に資産割を下げて、令和 9 年度までに廃止予定ということでしたが、4 年度以降はどのように引き下げていくお考えか、お聞かせください。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 今回検討した中では、令和 4 年度以降も医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分あわせて 4.5 ポイントずつ、毎年度引き下げていき、令和 9 年度に廃止する計画としてございます。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少が国保税にどれだけ影響があるかといった部分は不透明であります。また、県へ納める納付金の予想が難しいことなど、不確定要素があるため、国保特別会計を健全運営するため、税率改正につきましては、毎年度、財政運営の予想の見直しを行い、慎重に進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（五味高明君） 小井土議員。

○ 8 番（小井土哲雄君） 先ほども申し上げましたとおり、不確定要素がある中、基金を上手に運用し、所得割、均等割、平等割を上げることなく、4.5 ポイントずつとは言わず、安定しているようであれば、もう一声頑張ってくださいと思います。いずれにしましても、保険者が健康であることがその裏付けになるのではないのでしょうか。

最後の質問になりますが、資産税割の不公平感につきましては、平成29年にも述べましたが、資産割は土地、建物の固定資産に着目し、賦課していますが、金融資産には賦課されません。住んでいる町の固定資産だけが賦課対象となり、他の自治体に固定資産があっても対象外となります。

ということは、仮に、東京でアパート経営ですとか大きな駐車場を持っていても、国保税に関する資産割、資産税割の対象とはなりません。また、住宅資産のように、収益性のない土地、建物の固定資産にも賦課されることとなりますので、所得の少ない、あるいは所得が全くない方にも資産税は課税されるため。低所得者層の負担となっています。

さらに、相続登記の名義変更を行っていない固定資産では賦課されません。

関連で、徴収は税務課が担当となりますので、税務課にお聞きしますが、相続登記の名義変更を行っていない固定資産には賦課されません。このような状況を税の公平性から、どのような指導をしているか、お聞きいたします。

○議長（五味高明君） 山本税務課長。

（税務課長 山本喜久男君 登壇）

○税務課長（山本喜久男君） お答えします。

最初に、国保関係の業務におかれましては、資格申請、保険証の交付、保険事業等につきましては保健福祉課、賦課課税徴収、滞納整理等につきましては、税務課で担当しております。ただいまの小井土議員の質問につきましては、税務課でお答えさせていただきます。

相続税法第58条の規定により、町は佐久税務署長へ、月ごとに亡くなられた方の資産情報を通知することとなっており、亡くなられた方で固定資産をお持ちの方の住民の方には、税務課より、相続人代表者指定登記の届出をお願いしております。またその後、3か月間届出がされない住民の方々には、再度書類を送付し、届出をお願いしておりますが、その中でも家族、親、兄弟等の協議により、相続が決まらず、届出ができない方につきましては、これから、固定資産税については、相続人代表者を指定しております。

進まない相続登記について値する指導ということですが、税務課といたしましては、この相続人代表者指定届出書提出の際、また、長野県司法書士会の発行している相続登記のパンフレット等を窓口に設置するなどし、町民の方に円滑に相続登記

ができるようお願いをしているところであります。

国保税の資産割課税につきましては、御代田町国民健康保険条例の中で、第2条第2項の資産割は当該年度分の固定資産税のうちとあります。1月1日現在で登記簿に記載されている方に課税しております。

相続登記が進まないことは、当町だけの問題ではなく、国においても問題視されており、相続登記義務化に向けて動きがある旨の報道もされておりますので、国の動向に注視していきたいと考えております。

また、国民健康保険税の資産割についてですが、固定資産については考慮されるものの、金融資産は考慮されない。納税義務者が課税市町村以外に所有する固定資産は案分の基礎としないことなど、現行のルールでは問題点もあり、考慮していかねばならないところではあります。このような中で、国保税、資産割については、国保加入者の中でも一定や平等でないことから、当町も段階的に引き下げることにいたしました。

このような中で小井土議員、一般質問の貴重な時間ではございますが、この場をお借りしまして、町民の皆様に対し、相続登記を円滑に行っていただきますようお願いかけさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 小井土議員。

○8番（小井土哲雄君） 私の一般質問、貴重な時間を早めの相続登記のお願いということでご利用いただきまして、感謝していかわかりませんが、時間は十分あるから、もっと長くやってもらってもよかったんですけどね。私、この1点だけだからね。時間、本当余っちゃうから、もっと宣伝してもらってよかったんですけどね。いずれにしても、対象となる方は早めに届出もお願いしたいと私からも申し述べたいと思います。

いずれにしても、不公平感はある中、町としましては、長野県の方針を踏まえ、令和9年度までに資産税割を廃止する方向で一步前進しましたことにつきましては、大いに評価するものであります。

とはいえ、この件につきましては、今議会担当の総務福祉文京常任委員会に付託され、審議の後、議会最終日に採決の運びとなりますが、減税に反対される方はまずいないのではないのでしょうか。

また、税務課長が話されました賦課課税、徴収、滞納整理は税務課の担当になります。保険福祉課長の最初の答弁にもありましたが、資産税への負担感と不公平感が増してきたとありましたとおり、業務執行はもちろんです、税務課との密なる連携を望むところであります。

最後になりますが、今後も保険福祉課の指導の健康診断、人間ドッグ等、それぞれに健康にご留意いただき、健康寿命を延ばすことが求められます。私も月に10日以上お酒を休む休肝日、これを取り始めて4年に入ります。皆さんびっくりしますが、私にできるのですから、OBの先輩議員にも、毎日飲んでおられる方が見受けられます。ご注意願いたいと思います。皆さん健康で素敵な年齢を重ねましょう。終わります。

- 議長（五味高明君） 以上で、通告3番、小井土哲雄議員の通告の全てを終了します。通告4番、茂木重幸議員の質問を許可します。茂木重幸議員。

（3番 茂木重幸君 登壇）

- 3番（茂木重幸君） 通告番号4番、議席番号3番、茂木重幸です。

1月に中学生による模擬議会がありました。皆さん、次代を担う若者らしく、町のことを自分のことのようにとらえ、真剣に質問されており、感銘いたしました。その質疑応答を参考にして質問させていただきます。

まず、森林に関する諸課題ということですが、当町において、この1、2年、宅地造成、あるいは太陽光施設の設置などで木々が伐採され、緑が失われています。御代田町らしい景観を守る上で、また、災害防止上、心配なことです。

もちろん、人口増促進あるいは再生エネルギー施設の重要性は認識していますが、また、緑の保全も大切なことでもあります。この二律背反に対しどうバランスをとっていくのか、これから質問するわけですが、町長は、中学生のこのような質問に対し、風致地区の指定を答えております。

この風致地区の指定というのは昭和47年であります。半世紀前のことであり、当然、今日の現状に耐え得るものかどうか、疑問を感じざるを得ません。現に、町内に4つある指定地区のうち、例えば、雪窓地区においては、かつては森の中の家という御代田らしいイメージがありましたが、現在は急速に緑が失われ、どこにでもあるような住宅街になりつつあります。町のバランスのとれた発展のために、何らかの法的なものか、あるいはその他方策が必要かと思いますが、いかが考えてい

るでしょうか、お願いします。

○議長（五味高明君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 宅地の造成、太陽光発電設備に関する自然の保全対策についてお答えいたします。

町内の宅地造成及び野立ての太陽光発電設備の設置などを行う場合は、その開発予定地の土地面積が1,000m²以上の場合、または一定規模以上の建築物・工作物の新築、増築などを行う場合は、御代田町環境保全条例の規定により、開発行為届出書を町長に提出する必要があります。

この条例は、町の良い自然環境が地域で共有する財産である認識のもと、乱開発より自然環境の破壊を防止し、自然環境の保全と快適な生活環境を確保することを目的としております。

事業者に対しては、条例の規定に基づいた厳格な指導を行い、都市環境と自然環境の調和に努めております。また、長野県景観条例に規定されている浅間山麓景観育成重点地域の指定により、建築物を建築する際には、御代田町環境保全条例の届けとは別に、長野県へ届けることが規定されており、緑化に努めることが必要とされております。

このほかにも、御代田町風致地区内における建築等の規制に関する条例の規定により、風致地区内での建築物などの建築を行う場合は、町環境保全条例とは別に、町長の許可が必要となります。規定では、樹木の伐採は必要最小限とすること、また、宅地の造成の際には、土地の面積に応じて、第1種風致地区においては10分の5以上、第2種風致地区においては10分の3以上の樹木を保全するか、または植栽をするよう規定しております。

野立ての太陽光発電設備の設置に関しては、御代田町太陽光発電事業の適正な実施に関するガイドラインを令和2年4月に策定し、6月から運用を開始しております。太陽光発電設備の設置から処分に至るまでの事業者等の責務を明らかにいたしました。

また、昨年11月のガイドライン改正においては、風致地区及び第1種低層住居専用地域内での太陽光発電設備の設置も抑制し、土地面積に応じて緩衝帯を設けるとともに、植樹により景観を配慮する規定といたしました。このガイドラインの規

定に基づいて設置していただくよう指導をしているところでございます。

御代田町環境保全条例や太陽光発電事業の適正な実施に関するガイドラインの関係法令を遵守した指導を続け、都市環境と自然環境の調和が図れるまちづくりを目指してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（五味高明君） 茂木議員。

○3番（茂木重幸君） ただいま、町内における法的なもの、条例、または県の定めるいろいろな制度があるかのような説明がございすけれども、この中学生が質問しているとおりかと思ひますけれども、緑あふれる町をつくってもらいたい。それが御代田町らしい町と、こういふことで訴えておりますけれども、現実ですね、本当に普通の住宅街、あるいは目につくところに太陽光が大きく面積をとっているといういふような現実を見ますと、そういった規制等が機能しているのかどうかといういふような疑問も湧いてきますし、町の長期計画によりまして、2万人構想的なものが据えられているわけですが、この2万人という人口が現実のものとなったときに、一体、この町の土地利用はどうなっているのかということがよくわかりません。

実際に、このまゝいって2万人が住むようなことになったときに、一体、この町が緑あふれる町でいるのか、あるいは失われて、防災上問題があるのか、そういったところも含めて、これから検討をいただきたいというふうに思ひます。様々な規制のもとに行われていることは承知しておりますけれども、そういったこれからの計画の中で、それが耐え得るのかどうかも検討をいただきたいというふうに思ひます。

続きまして、ただいま、まちづくり的な面から質問いたしましたけれども、森林整備といういふことで質問させてもらいたいと思ひます。

森林整備につきまして、町長はその重要性は認識しているといういふことで、中学生の質問に対し、そのよき例として、東京ガスの森を挙げております。

東京ガスの森といういふのは、私も若干かかわりがありますので、簡単な紹介をさせてもらいたいと思ひますが、2005年に東京ガスという会社が、森泉山の奥に約200ヘクタールの山林を購入し、整備、管理しているものです。

そこでは、そのころからどんぐりプロジェクトと称して、今までに30万本のどんぐりの苗木を、延べ4,000人の都市住民をイベントで集めて植林しておりま

す。また、生物調査も行って、その森にいる動植物を調査しております。哺乳類17種、鳥類75種、植物は400種というような自然の豊かさを、数値をもってアピールしているわけであります。多様性の保全、それから教育環境の実施、二酸化炭素の削減など、森林の持つ優れた機能、また、その機能とそれへの取組をアピールしているところがございます。

特に、近年は排出ガスの問題等が問題になっております。東京ガスは二酸化炭素を大量に出すのを仕事としているような会社でありますので、それに対する対応として、そういったことをアピールしていくかと思えます。

私は、この町の森林の在り方として、50%以上ですね。50%強の森林が占めているわけですがけれども、その境界から北は浅間山山系、それから、我々市民の生活しているところである平地林、それから、南のほうの平尾山から森泉山山系というように、3つに大きく分けられるかなと思っております。

今の紹介しました東京ガスの森は、南の森泉山山系の事例ということで、非常に山の奥にありまして、我々の目の届かないようなところでこのようなことをやっているということでもあります。

そこで、現在のこういった御代田町の森林についての実態、特に、それらに対して施業が行われているのかどうかというようなことをお尋ねいたします。

○議長（五味高明君） 大井産業経済課長。

（産業経済課長 大井政彦君 登壇）

○産業経済課長（大井政彦君） お答えいたします。

当町の地域総面積は5,879haで、森林面積は3,488ha、町全体の59.3%を占めております。そのうち、国有林が2,019ha、57.9%、約6割ですが、最もウエイトが高いわけがございます。

民有林は1,469ha、約4割となっております。樹種別としますと、カラマツが50%、広葉樹が38.3%、アカマツが5.5%となっております。カラマツが過半数を占めております。

また、民有林のうち、60%が人工林となっております。国有林は浅間山麓の森林地域が大部分を占めております。千曲川上流森林地域を構成する一部となって、水源涵養保安林となっております。

国有林内は林野庁東信森林管理署により、林道の維持管理や森林整備が進められ

ております。小沼地区は国有林と接する町面積の民有森林や、寺沢や舟ヶ沢など、浅間山から流れ出る溪谷沿いに森林が集中している状況ですが、昨今の動きとしては、町が払い下げを受けた国有林の一部で、平松がリゾートホテルを建設し、サンライン沿いでは、太陽光発電施設の建設が相次ぎ、森林面積は減少傾向にございます。

御代田地区は住宅地周辺の森林や河川、谷沿いの森林が主ですが、用途区域内にある森林については、近年、住宅開発や太陽光発電施設の建設が相次ぎ、現状は中小の森林が点在した状態に移り変わってきております。まとまった森林地域でのアカマツが松くい虫の被害を受けており、町でも、この対策事業が主となっており、森林整備がそれほど進んでいないのが実情です。

伍賀地区においては田切地形の景観が多く残り、草越の重の久保川沿いや広戸の滝沢川沿いのほか、湯川溪谷沿いに森林が広がっておりますが、大部分が土砂流出防備のための保安林となっております。

町の南端に当たる森泉山や平尾山を中心とした地域は広大な森林地帯となっており、これまでも継続的に、集約的な森林整備が進められてきました。また、林道小塚線の奥にある東京ガスの森、先ほど、議員のおっしゃられた東京ガスの森においては、森林祭や森林教育などが開催され、森林と触れ合える場となっております。

当町の森林分布から、急峻な溪谷や沢沿いにある森林について森林整備に向かないことから、災害の防止のため、これまでどおり、土砂流出防備機能森林として保全していくとともに、森林整備の施業が比較的容易な地形にある民有林については、周辺の森林とあわせて、集約的な森林整備、点在している森林については、公共施設、道路、用水路といったライフラインに支障のない森林整備をしていくなど、それぞれの森林状況に応じた取組が必要になるというふうに考えております。

○議長（五味高明君） 茂木議員。

○3番（茂木重幸君） 今ですね、御代田町の森林の状況、いろんな樹種から、いろんな地形等含めて説明がございましたけれども、恐らく、現実の問題として、自分も森林のほうには入って、いろいろ山仕事をやるわけですけども、恐らく、この会場にいる方で、山に入っているいろいろ手入れの何かをやっているというような方は、ほとんどいないんじゃないかというふうに思います。

今、森林自体も、そういった手を入れられないような状況で大変ですけども、

昨今の豪雨等ですね、あれらを見ておりますと、たまたま、自分たちは湯川沿いに住んでおります。それから山にも囲まれております。そういった中に住んでますと、この手入れのされてない森林から水と土砂が、今すぐに来て、湯川のほうがいっぱいになってしまうような、非常に危険なことを一昨年台風ですかね。あのときは、もう初めて、本当に恐怖を感じたということでもあります。

多分、多くの御代田の町民の皆さんは、そこから出ている水がいった川下のほうは目にすることがないんで、余り意識することはないかと思えますけれども、自分たちみたいな川下のほうにいますと、本当にひしひしと感ずるところでございます。

今、森林の状況は、述べられたように、手の入っていない状況が続いており、また、これからも、そんなような状況が続いていくかと思えます。山自体、また、災害防止上も、ちょっとそういう観点からも、少し注目してもらえたらというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

そこで、皆さんがご存じのように、今言った観点の中から、1950年代から、一般家庭では、石油とか天然ガスの利用が始まって、山の木々に燃料を頼るということがなくなってきておまして、この七、八十年は、本当に山林の中で、施業は間伐等されているかと思うんですけれども、木の年齢、林齢自体は、もう七、八十年になって、当然、伐期が過ぎているということでもあります。そういったことが、保水力とか土を流出させないような力が劣っていると、若返らせる必要があるというふうに感じています。

それも早急にやれるところから、需要のあるといいますか、そこを使用する希望のあるところから、早急に林道の整備をして、山に入っていけるようにしたらどうかということを提案しますが、どうお考えか、お願いします。

○議長（五味高明君） 大井産業経済課長。

（産業経済課長 大井政彦君 登壇）

○産業経済課長（大井政彦君） お答えいたします。

施業の必要性、若返りということは、非常に私どもも懸念しているところでございます。現在、当町で、林道台帳で管理している林道は鈴ヶ入林道、久野入林道、木ノ久保林道、小塚林道、森泉山林道、茂沢入林道、中原林道の7路線で、全て、旧伍賀村の地域にございます。通行ができるよう、維持管理には努めておるところでございます。

通行車両や利用者も、かなり、この林道というものは特定されて限られてきているため、住民の生活圏内にある一般町道や受益者負担の制度が確立されている農道とは比べ、同様の拡幅整備や舗装工事等によって、維持保全をするには、優先度や必要性というものが低いというのが実情でございます。豪雨災害などの際に、復旧箇所を整備しているというのが現状でございます。

さらに、その先の幅員が狭い里道、いわゆる里の道と書きますが、里道では、民有地内の森林の切り出し作業や機械搬入などで、拡幅が必要な場合においては、国や県の補助制度、補助事業や新制度の森林経営管理法における森林整備の際に、あわせて、もし対応が可能であれば、施業道の整備もあわせて、兼ねて対応していきたいというふうに考えております。

○議長（五味高明君） 茂木議員。

○3番（茂木重幸君） ぜひですね、早急に必要なところから実施していただきたいというふうに思います。

続きまして、次の質問でありますけれども、昨年、政府は突然、カーボンゼロ宣言をして、2050年までに実質カーボンゼロを目指すことを発表をいたしました。実質カーボンゼロということですが、実質カーボンゼロとは、排出される二酸化炭素量、その他排出するガスですが、二酸化炭素量から森林などが吸収する二酸化炭素量を差し引いた二酸化炭素の量ということでありまして。

ちょうど、このタイミングで、12月に新クリーンセンターが本格稼働をいたしました。大量の二酸化炭素が排出されるということになったわけでありまして。国の方針に従う、沿っていくとすれば、今後、なお一層のごみの減量化、それと森林整備に取り組む必要があるかと思っております。

聞くとところによりますと、新クリーンセンターを構成しております4自治体のうち、当御代田町だけがカーボンゼロを宣言していないということでありまして。できるだけ早く宣言して、ごみの減量化、それから森林整備に取り組んでほしいというふうに思いますが、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（五味高明君） 大井産業経済課長。

（産業経済課長 大井政彦君 登壇）

○産業経済課長（大井政彦君） SDGs（持続可能な開発目標）におきましては、地球温暖化防止運動として、気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策をとると

いった目標のほか、陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理といった目標を掲げており、政府も昨年10月に、温室効果ガスの排出量を、2050年までに実質ゼロにする方針を示し、その後、国会においても、気候非常事態宣言を可決、採択し、もはや、地球温暖化問題は、気候危機の状況に立ち至っているとの認識を世界と共有し、この危機を克服すべく、一日も早い脱炭素社会の実現に向けて、我が国の経済社会の再設計、取組を、国を挙げて実践していくということを決意すると宣言しております。

これより先に長野県では、令和元年10月に発生した台風第19号災害や、近年頻発する気象災害の要因は気候変動にあるという観点を踏まえ、その年の12月6日に、長野県議会で気候非常事態に関する決意を受けて、同日、県知事が気候非常事態を宣言し、この中で、2050年に二酸化炭素排出量実質ゼロとすることを決定しました。

実質ゼロとは、森林のCO₂吸収の部分をカウントするというこゝで、排出量と吸収量がイーブンとなることから、実質ゼロという表現になっております。いわゆる、カーボンニュートラルということですが、森林はCO₂の吸収源となる機能のほかにも、木材生産等の経済的機能、水源の涵養や土砂災害の防止、土壌の保全、保険休養機能、動植物の生態系等、私たちの生活に欠くことのできない公益的、多面的機能も有しております。当町においても、国際的な気候変動対策の大きな枠組みの中で、今後の森林整備について検討すべき時期を迎えていると考えております。

令和元年度から交付されている森林環境譲与税を財源とした森林整備事業について、CO₂吸収機能や土砂流出防備機能に着目した新たな取組などを模索する必要があるというふうに考えております。今回、茂木議員の提案につきましては、貴重なご意見として感謝申し上げます。

長野県による気候非常事態宣言については、長野県内77市町村も賛同しており、御代田町もこれに賛同はしております。今後、当町でも、町独自の非常事態宣言、ゼロカーボン宣言をしていきたいと、現在考えているところがございます。議会の皆様におかれましても、ともに一層の取組にご協力をいただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（五味高明君） 小園町長。

(町長 小園拓志君 登壇)

○町長（小園拓志君） 恐らく、予定にはなかったと思うんですが、ちょっと私のほうからも、一言、今の件についてはお話ししたいと思います。

新クリーンセンターのほうの議会でも、吉岡議員だったと思いますけど、昨年お話をされておりまして、御代田町はまだですけれども、今後されると思いますというふうな形で、たしかご質問、またご意見いただいたような記憶がございます。

それで、このゼロカーボンという取組、これ実は、それなりに難しさがあると思っています。なぜかといいますと、ゼロカーボンにするというのは地球全体の取組である。一方で、この町ごとにやっていくということは、やはり、町民生活にどういうふうがいい影響があるかということが、我々の一番のフォーカスになっているところですので、まずは町民の安心安全を守っていく、生命、財産を守っていくということ、そういったところから、少しずつ優先順位を落としていくと。

そうすると、これまでの役場の考えからいくと、町民のためにするということが少しづれが出るというか、直接的な関連がちょっと薄くなってしまいうという面があると。そこら辺をどういうふうに考えていけばいいのかなというのが、私もそれなりに悩みがあります。ぜひですね、県議会なんかでも、議会のほうからのご提案を、決議をもとにして、それを受ける形で知事が宣言を出したというような格好もございました。

私なりに、このゼロカーボンについては、私個人として非常に強い関心を持っておりまして、何とか御代田町でも、具体的な施策に結びつけていきたいというふうには思っております。そういった考え方をもとに、議会の皆様と一緒に考えていけるような機会を持って宣言。

また、ただ宣言しているだけではなくて現実に、私は森泉山財産組合の組合長でもあります。また、茂木議員におかれましては、その組合の事務局長を務められたという経緯も当然、よくよく存じております。そういった、よく森林に関しても関わりのある同志ですね。一緒に考えていければありがたいなというふうに思っていますので、ぜひ強力なお力添えをいただければ幸いに存じます。

以上でございます。

○議長（五味高明君） 茂木議員。

○3番（茂木重幸君） 今、質問を申し上げましたのは、ごみをですね。ちょっと直接森

林管理とは関係ないんですが、ごみを減らすというのは、新クリーンセンターの、もう既に現実出るごみがキャパを超えているという問題もありますし、森林について言えば、多くの樹種については、先ほど言いましたけども、樹齢70年、80年から比べれば、20歳ぐらいの樹種が呼吸量は倍ぐらい吸収できるというところから、森林整備とごみを減らすのが早急の話じゃないかなというようなことで、質問させていただきました。

新クリーンセンターにおきましては、他の3自治体がやっていて、御代田だけやってないとなると、町長も肩身の狭い思いが若干するんじゃないかというようなこともあって、できるだけ早くやってもらえればなというふうに思っております。

次の質問にいきたいと思いますが、昨今の民有林、先ほどから話がありますけれども、相続放棄があったり、持ち主がわからないというようなことで、自己管理が非常にできないような状況が続いております。

先ほど話がありましたけれども、森林環境税などで国が各行政に対して、自治体に対して、その管理、運営をやってもらうような方向に、今いるのかなというようなことを感じております。それらに対して、どのような対応を考えているか、お願いしたいと思います。先ほどと重複してしまうかもしれませんが、お願いします。

○議長（五味高明君） 大井産業経済課長。

（産業経済課長 大井政彦君 登壇）

○産業経済課長（大井政彦君） お答えいたします。

国では、経営や管理がされていない民有の森林について、適切な経営や管理の確保を図るため、市町村が仲介役となり、森林所有者と意欲と能力のある森林経営者をつなぐ新たな森林管理システムを構築すべく、平成30年度に森林経営管理法が成立されました。また、同年度の税制改正において、令和6年度から国民に課される森林環境税、1人当たり1,000円を見込んでおりますが、令和元年度から市町村に配分される森林環境譲与税が創設されました。

森林環境譲与税は、パリ協定の枠組みのもとにおける我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、令和元年度から新たに創設され、譲与税の用途は、市町村は間伐や人材育成担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないとされております。

そのため、森林環境譲与税は森林経営管理法にあわせて新設された制度であるがゆえ、その人は基本的に、森林経営管理法に基づく事業に活用することになります。森林管理法に基づく森林整備は、対象森林の把握から所有者の意向調査、所有者との経営管理契約を経て事業実施に至るため、着手まで段階を踏む必要があり、すぐに事業着手、施業するというわけにはいきませんが、令和元年度から、毎年市町村に譲与される譲与税、本年度は概算で200万円を事業実施年度まで積み立て、実施の際の事業費に充てる目的で、森林経営管理基金を設置し、新制度に対応しているところでございます。

令和2年度は当該制度を運営していくのに必要な森林整備のための基礎資料となる御代田町森林整備プランニングマップを作成し、森林の地番図を航空レーザー測量で立体化させ、森林占用の履歴、資産事業の実績、林道の路道図などの各種データを重ねあわせ、当該森林が施業しやすい森林であるか、施業履歴がある森林のかなどを色分けし、即座に視覚的に把握することで、対象森林を明確化します。現在はプランニングマップを基礎資料として、今後の森林経営管理事業の基本方針となる実施方針を取りまとめをしているところでございます。

令和3年度は実施方針に基づいて、森林所有者への意向調査に着手し、今後の集積計画の策定、森林整備の実施、いわゆる、施業に入るための足がかりの1年にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 茂木議員。

○3番（茂木重幸君） 自治体に任されるということですがけれども、ご承知のように、今年度の予算を見ても、それを使って、実際に効果的なことができるかどうかというのは甚だ疑問なわけであります。そんな中にはありますけれども、何とか工夫をいただきまして、後々に施業等の基礎になるようなことを、今のうちに対応しておいてもらえればというふうに思います。

それでは次に、耕作放棄地等の質問にさせていただきたいと思います。

就業人口の減少、それから、農業の就業人口の減少、それから高齢化、また、農業状況の変化等によって、公開遊休農地、いわゆる耕作されないところが目立っております。それに対して、農業委員会とか農協などが対応に当たっているところかと思っておりますけれども、現状はどんなような状況になっているのか、また、どんな対

応をしているのか、お教えいただきたいと思います。

○議長（五味高明君） 大井産業経済課長。

（産業経済課長 大井政彦君 登壇）

○産業経済課長（大井政彦君） お答えいたします。

平成28年度から令和2年度までの5年間に実施した荒廃農地の発生、解消状況調査の結果では、各年度によって増減はあるものの、遊休荒廃農地は、138haから116.8haと、数字上では減少しています。しかし、遊休荒廃農地が町内に目につくことも事実として受けとめておるところでございます。

農政係では、農地中間管理事業を活用しながら、意欲ある担い手に耕作地を集約するなどして耕作いただけるよう取り組んでいるところでございます。また、農業委員会では、毎年、農地利用意向調査をし、農地所有者の意向を農業委員、農地利用最適化推進委員に伝え、農地の利用集積に努めております。

さらに現在、農業委員会では、耕作意欲のある新規農地を取得する方や農地の集積促進のために、農地法第3条で、農地取得面積50aの下限面積を緩和するための見直しも進めています。

また、新たな遊休荒廃農地の発生の防止の施策としては、そば等生産振興事業や農振農用地における耕作放棄地解消事業を実施しています。今後も農地中間管理事業の活用、農業委員、農地利用最適化推進委員との連携はもとより、JAや生産法人等々、情報を共有することによって、遊休荒廃農地の減少、発生防止に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（五味高明君） 茂木議員。

○3番（茂木重幸君） お答えでは、このところ、荒廃農地の面積は減少しているということですがけれども、その数値が、100ha以上あるというのは、本当に問題じゃないかなというふうに思います。

それから、いわゆる農地を集積するというような事業をやっておられるということですがけれども、農業のできる農地をそのまま所有者あるいは貸借人、使用者が代わってやってもらえれば、それはそれでいいですけれども、それができないところ、いわゆるもう、農業ができないという耕作不可農地という問題、明らかに、どう見てもやれる状態じゃないというような農地、あるいは、そういったところが属しているところの農業振興地域、そういったものがまだ、今現在、自分たち

が見ても首をかしげるような地域が振興地域に指定されているというようなことになっております。

そういったことで、前回の質問の中で、自分もそうですし、また、同僚議員も質問して、農地の貸借について可能面積の変更を検討してもらえるとというようなようですので、そちらの面はそちらの面から利用について可能になって、活性化が図られるかと思うんですけれども、もう1つ、先ほど言ったように、農業がもう明らかにできない農地、それから、農業振興地域の指定にふさわしくないような農地、そういったところのものをもう少し利用しやすいように、地目変更の簡素化とか、そういったことで利用が可能になるように、あるいはまた、そういったところが活性化するように、耕作不可農地の取扱いについての何らかの対応があれば、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（五味高明君） 大井産業経済課長。

（産業経済課長 大井政彦君 登壇）

○産業経済課長（大井政彦君） 耕作不可農地の地目変更の簡素化により、土地の有効利用が図れないかという質問についてお答えいたします。

農地法では、農地保全の観点から、安易な農地からの用途変更を防ぐために、第4条第1項で、農地を農地以外のものにするものは、都道府県知事、または指定市町村の町の許可が必要と。また、第5条第1項では、農地等を農地等以外のものにするため、権利を設定し、または移転する場合は、都道府県知事または指定市町村の町の許可が必要というふうに規定されております。

農地を転用するには、適正な農地からの転用の目的、計画を明らかにして申請いただき、農業委員会で内容を審査し、適正と判断した場合に県へ進達し、さらに、審査された後に県知事が許可するというふうな流れになっております。

ただし、農地の活性化等も言われておりますが、立地的に農地に入る道もない。もしくは狭く、現在の耕作機械が入らず、著しく耕作が難航し、手作業が主となるような農地、場所におかれましては、遊休荒廃地化しておりまして、さらに、10年以上耕作されず放置されている場所があるということも言われるとおりでございます。

今後の農地の有効利用も、その場所によっては、所有者にとって喫緊の課題であるということも承知しております。このような農地の取扱いについては、県等関係

機関や他市町村の農業委員会などに聞き取りをして、対応ができるものなのか否か、その都度検討した上で、農業委員会で判断し進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 茂木議員。

○3番（茂木重幸君） ひとつですね、今ので大体わかりましたけれども、農業振興地域から外してもらおうというようなことは、定期的な会議等で認定されるようなことになっているかと思いますが、地域全体にかかわる指定区域を大きくやめたほうがいいんじゃないかというようなことは、どうすればいいのか、難しいことなのかというふうなことを思います。

昔はお蚕さんをやったということになれば、山の上まで桑畑があって、本当に農家の唯一の現金収入の養蚕のためには、桑畑というのが非常に大事であったろうから、そのときに、農業振興農地域ということはよくわかりますけれども、今では、そういったような地域は、もう全然入ることも利用することもできないというようなことで、個々の農業振興地域からの外してもらいたいというようなことはよく聞くんですが、全体を見るというような機会といいますか、そういったことはできるのでしょうか、お伺いします。

○議長（五味高明君） 大井産業経済課長。

（産業経済課長 大井政彦君 登壇）

○産業経済課長（大井政彦君） お答えいたします。

農業振興地域のこの全体を外すというような農振みたいなものですか。そういったものにつきましても、実情、今の農業振興地域の指定されている場所がどんなものかというものも、厳しいものがあるというのは承知しておるところでございます。

ただ、農業振興地域全体枠で全部という話になると、かなり難しいということもわかりますし、町全体の土地利用なんかもバランスとかもありますし、どういったところで農振として生かすのか、全く外してくるのかというのは、今後の課題として、また、来年度の予算でも、農業振興地域の見直し作業とかも入ります。全体の中で調整を図りながら、総合的にこういったものを判断して、可能であるかどうかも含めて、関係機関とも調整を図りながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（五味高明君） 茂木議員。

○3番（茂木重幸君） いろいろ難しい根本的な質問を重ねました。このところ、長期計画というのを見直しがされる中で、どこも人口が減っている行政の中にあって、御代田は増えているというようなこともあり、また、2万人というような数字も掲げているわけです。

当然ですね、前回の議会でも取り上げられておりましたけれども、人口が増えるということは、その地域の土地利用が変わっていくということであるし、変えなければ、そういったことも不可能かなというような気がしております、こんなような質問をさせていただきました。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（五味高明君） 以上で、通告4番、茂木重幸議員の通告の全てを終了します。

この際、暫時休憩します。

（午後 2時58分）

（休 憩）

（午後 3時08分）

○議長（五味高明君） 休憩前に引き続き一般質問を再開します。

会議規則第9条の第2項の規定により、本日の会議時間は議事の都合であらかじめこれを延長します。

通告5番、荻原謙一議員の質問を許可します。荻原謙一議員。

（2番 荻原謙一君 登壇）

○2番（荻原謙一君） 通告5番、議席番号2番、荻原謙一です。

今定例会での質問は、1件の通告をしてあります。都市計画道路の見直しと立地適正化計画の策定についてであります。

まず、都市計画道路の見直しの件ですが、私の令和元年度6月議会の一般質問で、町道、都市計画道路について、町道七口線、都市計画道路東原西軽井沢線の進捗状況について、2路線の今後の計画と見直しについて、町の考えをお聞きしました。

答弁で町側は、東原西軽井沢線は概略設計で、概算事業費でおよそ10億円で、10年を超える事業期間が推測される。また、年々国の交付金が厳しくなる中で、目指していく都市像を実現するためには、相当な長期間と財源の確保が課題であり、それらの継続性と安全性が求められる。

そして、町長は、現計画時点では、住宅のなかったような箇所にも多数の住宅が張りついた状態になっているなど大きく状況が変化している。元の計画のまま強引に進めていくということでは、町民の皆さんの理解は得られないものと考えている。今後、研究を重ねた中で、見直しも十分視野に入れた検討を進めていきたい。

それから、令和2年度12月議会でも、令和3年度に向けての町長の抱負についての質問にも、町長は、災害時、特に浅間山の噴火時における西軽井沢地区の地理的孤立を強く懸念しており、東原西軽井沢線の早期開通は何としても取り組まなくてはならないと考えている。

この開通によって、西軽井沢地区と町の中心部のアクセスは劇的に向上し、これは、災害にかかわらず、日常的な利用というのが進むと考えている。来年度から2年間をかけて、しっかり絵を描き、町内の各種開発も一体に議論を深め、国費もしっかりと入れていただけるような計画に仕上げ、着実に実行していきたいと、令和3年度の重点施策の一つとして進めたいと固い決意の答弁をしています。

そこで、町の都市計画道路は、昭和44年5月、今から約52年前に8路線の26.01kmが計画決定されています。また、整備率も令和元年度末で34.4%にとどまっています。整備も進捗しない状況だと私は思います。そこで、8路線の都市計画道路の進捗状況についてお伺いします。

○議長（五味高明君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

都市計画道路の役割は、都市機能を充実させ、安全かつ円滑な交通の確保と快適な住環境を提供することです。都市で生活する全ての方が道を利用する都市施設の一つで、単に交通の用に供するばかりではなく、都市の骨格を形成し、都市の発展の基礎となる重要な都市施設です。

都市計画道路の意義としましては、土地利用や、ほかの都市施設の調整を行い、町が目指すべき都市の姿を示し、都市計画としての一体性を確保いたします。また、計画段階から必要な区域や内容を示すことで、将来、都市計画区域に一定の基準制限が課せられ、その整備に支障を来す建築物が建築されることを抑制することができます。

さらに、都市計画決定の手続により、計画の必要性和計画内容が明示され、整備

に向けた住民との合意形成が図られます。

御代田町の都市計画道路は、昭和44年5月に、8路線26.01kmが計画決定されております。計画決定どおりに整備されている延長は8.942km、整備率は34.4%であります。長野県平均48.5%と比べても低率であり、未着手となっている路線もあります。

路線別では、大林中央幹線は計画延長2.8km、計画幅員36mの計画道路です。雪窓球場南側交差点から北に向かい、しなの鉄道と交差し、西軽井沢地区を通り、国道18号線とを結ぶ計画です。雪窓球場交差点から株式会社レーマンまで同程度の機能を果たしている規制済み道路でございます。

馬瀬口西軽井沢線は、計画延長4.35km、計画幅員18mの計画道路です。現在の国道18号線に当たり、首都圏を結ぶ主要幹線道路として現況利用をされており、同程度の機能を果たしている規制済みの道路でございます。

御代田佐久線は、計画延長3.88km、計画幅員18mの計画道路です。県道佐久軽井沢線の小田井佐久市境から、かりん道路やまゆりラインを通り、浅間サンラインまでの南北を結ぶ計画道路です。こちらの整備は、県道佐久軽井沢線小田井付近及びやまゆりラインの一部、かりん道路全線が整備済みであるため、整備率は71.6%です。

小田井向原線は、計画延長4.82km、計画幅員16mの計画道路で、県道借宿小諸線の小田井交差点付近から雪窓球場南側を通り、伍賀支所付近から進路を北に取り、しなの鉄道を渡って軽井沢境までの計画です。こちらは、県道借宿小諸線の小田井付近児玉の一部、向原の一部が整備済みで、整備率は32.6%です。

東原西軽井沢線は、計画延長3.1km、計画幅員16mの計画です。国道18号の八ヶ倉付近から西軽井沢団地北側を通り、軽井沢付近の清緑苑付近までの東西を結ぶ計画です。こちらは、未着手路線ではありますが、第2期都市再生整備事業において、南浦3号線を代替路線として整備をしております。

御代田駅大林線は、計画延長2.56km、計画延長1.2mの計画です。御代田駅西の、かりん道路との交差点から龍神の杜公園北側を通り、JA伍賀支所付近までで唯一整備が完了している都市計画道路です。

平和台線は、計画延長1.2km、計画幅員1.2mの計画道路です。県道借宿小諸線の西友交差点から中学校南側交差点を通り、御代田駅大林線を結ぶ計画です。一

部は代替路線として整備いたしました。が、県道借宿小諸線から中学校南側交差点までの整備が完了し、整備率は86.0%です。

西軽井沢環状線は、計画延長3.3km、計画幅員12mの計画道路です。西軽井沢地区の外周を環状する計画で、西軽井沢団地内の一部が整備済みであり、整備率は20.3%です。

以上のとおり、都市計画道路の整備状況を見ますと、しなの鉄道を境に南側エリアに比べ、北側エリアの整備が進んでいない状況にあります。

以上です。

○議長（五味高明君） 荻原議員。

○2番（荻原謙一君） 都市計画道路の役割といい、計画決定以降の8路線の整備状況についてお聞きしましたが、1路線の御代田駅大林線だけが唯一整備が完了していて、他の7路線については整備率の低い路線や未整備になっている路線もあると認識をし、まだまだ整備率も低率であり、整備が進んでいない状況が確認できました。

そこで、令和2年度事業、都市計画道路検討調査業務、言わば見直し作業の方針案の目的と進捗状況について、見直し作業後の予定について、2件をあわせてお伺いします。

○議長（五味高明君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

都市計画道路の整備が進まない要因としましては、計画決定から52年が経過しているため、既存の道路に沿って多くの住宅地が形成され、その住宅地の区画との整合が図られていないもの、また、都市計画道路と同等となり得る既存の道路があること、しなの鉄道との交差部については地形上施工が困難であり、事業費が膨大となるなどの要因が上げられます。

都市計画道路の計画決定から52年もの間には、金融機関や商業施設などの建築、道路整備、役場庁舎などの移転など生活環境や交通環境が変化し、住民の生活導線にも大きく影響しております。また、近年の防災意識の高まりから、避難道路の確保も重要になってきております。

このような社会情勢の変化を踏まえ、将来にわたり実現可能な都市計画道路の在り方について、具体的な見直しと、町全体の道路ネットワークを再構築する必要が

あり、現在、都市計画道路の見直し作業を進めているところです。

見直し作業の内容は、既に整備が完了している御代田駅大林線を除く7路線について、長野県の都市計画道路見直し評価フローに順じ、路線ごとに必要性、実現性、妥当性の評価と、代替路線があるかないか、必要な機能の確保をされているかどうかの5項目を路線ごとに検証しています。この検証結果から、路線ごとに存続、または廃止、代替路線や幅員の変更を検討し、見直し案を作成しております。

主な見直し方針の内容は、町内の南北格差を是正する都市計画道路の配置、現況都市利用と整合を図った都市計画道路の配置、西軽井沢地区の災害時の移動動線の確保、既存道路の代替活用による整備率の向上、歩行者や自転車の安全性及び快適性に配慮した都市計画道路の整備について検証を進めております。

特に、東原西軽井沢線については、西軽井沢地区の災害時の移動動線を確保するための重要路線と位置づけ、西軽井沢地区内の主要な道路、町道上ノ林大林線や町道七口線等を結ぶ計画となっております。また、接続するほかの見直し路線も今後の土地利用に影響を及ぼすため、東原西軽井沢線を軸とした都市計画道路の見直し案を作成しています。

これまでの検討した結果を御代田町都市計画審議会において説明し、委員の皆様のご意見を反映させながら見直し作業を進めております。

委託先の実務を担う担当事業所が埼玉県にあるため、都市計画審議会をリモート会議で開催しておりますが、慣れないこともあって説明がわかりづらいという意見があり、現在、対面による会議の開催時期を調整しているところです。このような状況から、年度内の完了を予定しておりましたが、令和3年度に繰越しをして進めてまいります。

対面による都市計画審議会を開催しまして見直し方針案についてのご意見を伺い、修正等がなければ、パブリックコメントにより町民皆様からご意見を聴取いたします。その際、見直し方針に影響を及ぼすようなご意見がなければ、最終的な見直し方針案として取りまとめまいります。

見直し方針の作成後は、都市計画道路の計画決定の手続きを行います。都市計画決定の変更申請を提出するまでには、関係機関との調整に時間を要すると言われており、住民説明会や長野県、国道・県道の道路管理者、しなの鉄道などの関係機関との事前協議を重ねて、早期に都市計画決定の変更申請ができるよう進めてまいります。

ます。

○議長（五味高明君） 荻原議員。

○2番（荻原謙一君） 私も、整備が進まない要因としては、計画決定から約52年が経過し、代替路線の存在、既存区画との不整合等、また、特に、しなの鉄道との交差点については、地形上施工が困難であり、事業が膨大となっている要因で、見直しを検討する大きな重要なポイントと私は考えています。

また、この、しなの鉄道の交差点については、1月に行われた第2回中学生模擬議会でも、中学生議員の西軽井沢のガード下についての質問にも、町長は、町道七口線と御代田駅大林線につなげる一方通行の道路計画は、多額の事業費がかかることから断念し、現在、ガード下を通らずに、役場と西軽井沢方面を結ぶ道路、東原西軽井沢線の計画があると答弁をしています。

都市計画道路の生活基盤の整備は、まちづくりの目標に計画的な将来像を誘導するものであり、極めて重要な政策と私は考えております。

この事業は令和3年度に繰越して進めるとのことですが、東原西軽井沢線を軸として、御代田町都市計画審議会の開催、パブリックコメントへと段階的に進み、都市計画決定の変更申請までには、関係機関との調整に多くの時間を費やしますが、路線を早期に実現可能にさせていただくことを切に要望します。

次に、立地適正化計画の策定についてであります。

平成26年に改正都市再生特別措置法が施行され、全国の市町村において、少子高齢化・人口減少が見込まれる中、立地適正化計画を策定することができるようになりました。

この件につきましては、私の令和2年度の12月議会の一般質問で、令和3年度の主な重点施策の質問で、町側は、第3次の都市再生整備総合交付金事業の着手をするため、立地適正化計画を新規事業として策定を予定していると答弁があり、また、町長は、広報やまゆりの2月号の町長コラムの掲載時期でも、新年度予算で町の将来を形づくる2つの取組に今後着目をしていただきたいと考えていて、その一つが立地適正化計画の策定ですと、町民に積極的に発信しております。

そんな中、今回、立地適正化計画策定業務委託料789万円、都市再生整備計画策定業務委託料465万円が令和3年度の当初予算に計上されています。

そこで、1点目ですが、立地適正化計画は、どのような制度なのかお伺いします。

○議長（五味高明君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 立地適正化計画についてお答えいたします。

これまでの土地づくりにおいては、人口の増加や経済成長、市街地の拡大を前提に都市計画法に基づく道路、公共下水道、都市公園などの都市施設を整備するとともに、民間の開発事業をコントロールするため、土地利用の規制を行ってまいりました。

しかし、高齢化の進行と今後確実に見込まれる人口の減少は、一定の人口密度に支えられてきた医療、福祉、子育て支援、商業などの生活サービスの提供が将来困難になりかねない状況が想定されます。また、近年の自然災害を受けて、防災・減災を主とした安全・安心なまちづくりが強く求められます。さらに、厳しい財政成約のもと、社会資本の老朽化への対応についても大きな課題として上げられます。

このような中で、高齢者や子育て世代などの若年層にとっても安心できる健康で快適な生活環境を確保すること、財政面や経済面において、持続可能な都市経営を可能にするために、都市全体の構造を見直し、都市計画法を中心とした従来の都市利用計画に加えて、住居機能や医療、福祉、商業施設などの都市機能を一定の地域に誘導するコンパクトなまちづくりの形成を促進するために、立地適正化計画制度が創設されました。

立地適正化計画の区域は、都市計画区域全体を区域とすることが基本となります。

立地適正化計画では、御代田町の現状の把握と分析、抱えている課題を整理した上で、新たなまちづくりの目標や目指すべき都市像を設定し、その実現に向けて基本的な方向性を期待いたします。また、コンパクトなまちづくりの形成に向けて、都市全体を見渡しながらか、医療、福祉、子育て支援、商業施設などの都市機能を誘導する都市機能誘導区域と居住を誘導する居住誘導区域を設定いたします。

この基本的な考えは、居住誘導区域の人口密度を維持することで、都市機能の持続が図られるという観点で、居住誘導区域と都市機能誘導区域の双方を定めるとされており、

居住及び都市機能の誘導は、全ての町民を居住誘導区域に誘導することを目指すものではなく、現在の集落に居住し続けることも当然なことでありますが、都市機能を持続するために、一定区域の人口密度を維持することが必要とされており、時

間をかけながら誘導をしていくことを目的としております。

また、防災に関する取組や老朽化した都市施設の改修事業、公共交通に関する項目など、新たなまちづくりに向けて計画を策定してまいります。

○議長（五味高明君） 荻原議員。

○2番（荻原謙一君） 立地適正化計画は、市町村が都市全体の観点から作成する居住機能や福祉、医療、商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランであると理解ができました。

全国では、この立地適正化制度を導入して都市構造の見直しを行い、国の支援をうけて魅力ある都市づくりを進めているところが増えています。

国土交通省の資料によりますと、令和2年12月31日時点で、都市計画区域を有する1,347都市のうち550都市が具体的な取組を行っており、このうち347都市が計画を作成、公表していると発表しています。

そこで、2点目ですが、当町の策定に向けての具体的な取組についてお伺いします。

○議長（五味高明君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 具体的な取組についてお答えいたします。

立地適正化計画に先立って、都市の骨格を形成し、都市の発展の基礎となる都市計画道路の見直しを進めております。その中でも、都市計画道路東原西軽井沢線の整備は最優先課題として捉えております。これまでも整備に向けた検討をしてきましたが、国の制度に合致した事業がなく、見あわせてまいりました。

早期着手に向けた補助事業を検討する中で都市計画道路の見直しを行い、これまでの都市再生整備事業計画の制度をそのまま活用するよりは、立地適正化計画を作成した上で、都市再生整備計画事業などを活用したほうが国の補助率を有利に得られる制度となっているため、立地適正化計画を作成することといたしました。

また、立地適正化計画は、医療・福祉などの都市機能の立地や公共交通に関する包括的な基本計画として作成するものであり、農業施策・防災減災施策など様々な行政分野にまたがるそれぞれの計画との連携を図る必要があるため、町全体で可能性のある事業を検討し、都市再生整備事業などの国の制度を活用してまいります。

立地適正化計画の策定は、令和3年から4年度の2か年にかけて策定いたします。

主な内容は、新たなまちづくりの方針と目標の設定、御代田町の現状と関連する計画など、他部署の関連施策を整理し、それらの課題を抽出・分析いたします。

また、必要となる誘導施設や誘導区域、防災指針を検討し、計画遂行に向けた取組など協議を重ね、立地適正化計画の素案を作成していきます。素案に対しては、パブリックコメントや都市計画審議会などにより意見を徴収いたします。また、作成に当たっては、多様な分野の計画との連携が求められます。各分野に精通する人や事業者、住民代表者などの様々な関係者参画する協議会を予定しております。

立地適正化計画の策定に先立ち、有識者によるアドバイザー会議を開催いたします。アドバイザーには、都市計画や住環境の専門家など、都市計画に広い知見を有している4名の方を立地適正化計画の策定アドバイザーとして委嘱し、ご意見をいただきながら実効性のある計画を作成してまいります。

当初、アドバイザー会議を2月22日に予定しておりましたが、首都圏の緊急事態宣言が解除にならなかったため、今月末、または4月の開催を予定しているところです。アドバイザーの方々の意見を伺いながら仕様書を作成し、国への補助金申請を経て早期着手に向けて事業を実施してまいりたいと考えております。

○議長（五味高明君） 荻原議員。

○2番（荻原謙一君） この策定は、令和3年度から4年度の2年間かけて策定することですが、そこで、3点目ですが、どのような効果が期待できるのかをお伺いします。

○議長（五味高明君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 期待できる効果についてお答えいたします。

立地適正化計画を作成した場合は、おおむね5年ごとに計画に記載された施策や事業の実施状況について調査・分析及び評価を行い、立地適正化計画の進捗状況や妥当性などを精査・検討し、その効果を検証することとなっております。

大きな効果が期待できる計画の一つは、都市計画道路東原西軽井沢線の整備であります。平常時においては、役場や駅北側の公的施設、商業施設などを結び、生活道路としての利便性の向上が期待されます。

また、災害時の軸となる避難路が確保されていることは、地域住民への安心ともつながり、今後も住宅地としての開発が十分に見込まれる地域であるため、定住人

口の増加が期待されます。

また、西軽井沢方面からのアクセスがよくなるため、小学校が抱える現状から将来を見据えた学区の見直しも考えられます。

これまでの都市計画整備事業の国費率40%に対して、立地適正化計画を策定している市町村に対しては5%の上乗せ補助がある制度となっております。町にとっても有利な財源確保となるというふうに考えております。

○議長（五味高明君） 荻原議員。

○2番（荻原謙一君） 立地適正計画は、都市計画マスタープランの高度化版としての位置づけを有し、都市計画マスタープランの将来都市像を具現化するものです。この事業を策定することによって、町にとっては有利な財源確保になります。町側には東原西軽井沢線の道路整備を軸として、持続可能な町の実現のため、中長期的のビジョンに立って積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、4点目ですが、人口減少、高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉等の生活機能を確保し、町民が安全で安心して暮らせるよう、コンパクトなまちづくりを進めることが重要です。そこで、コンパクトなまちづくりの町長の考えについてお伺いします。

○議長（五味高明君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） コンパクトなまちづくりの町長の考えについてということでお答えいたします。

コンパクトなまちづくりというのは、これまでも御代田町の根っこにある考え方だったろうと感じております。

私の出身地は北海道であります。自治体としましては、御代田町の1.7倍の広さがあるんですけども、人口は御代田町より4,000人も少ないという、当然ながら行政効率はかなり悪いわけであります。もちろん、広い分地方交付税の配分が多いなどで、単純には比較はできませんけれども、交付税の配分以上にコストがいろいろとかかっています。

そういった自分の故郷との比較に加え、御代田町が先人の皆様のおかげをもって過剰な公共施設を持つことなく、抱えることなくここまで来られたことによって、コストの低い運営ができています。今でも時よりそういったことを思い起

こして、感謝の気持ちでいっぱいになることがあります。

そこで、浮いたお金をただ貯めておくだけではどうかと思います。財政規律はとも重要ではありますが、それが自己目的化しては本末転倒であると思っております。今年度で言えば、新型コロナ禍における町民の生活支援と経済対策に予算を重点配分いたしました。次年度もプレミアム付商品券、テイクアウト割引などの継続に加え、利子補給などの事業者向け対策を新たに実施してまいります。

ただ、将来のまちづくりを見通した部分に投資することにも当然大きな関心を持ち、予算を配分していくことが大事だと思います。ここからは、立地適正化計画の策定により、今後の長いインフラ整備に向けてしっかり準備していくこととなります。

そこで、心がけていきたいことは、今のところコンパクトで、低コストであるということでありまして、そういった現状にあぐらをかくようなことではいけないということだと思います。狭い面積の中にも少しずつ機能を高めていく、多機能にしていくことが大事だと思います。

できない理由を見つけようとするのではなくて、どうすればできるのかを考え、具体的なプランに落とし込んでいくことだと考えています。

招集挨拶でもありましたが、新年度から始まるLED化事業でも、今までほかの役場や役所がやってきたのと同じようにやれば、お金は高くても実行そのものはできます。

しかし、一歩立ち止まって、それだけで本当にいいのか、もっとコストを下げたやり方ができるのではないかと、執行停止に陥らずに考え抜いたということで、結果的にこれは7,000万円、これは本当にこの町の規模としても決して小さくない、大変な金額ですけれども、この7,000万円という本当に大きなコスト削減効果が出せたと言えます。

もうそれなりにまちづくりは進んでいるからそれではいいんだということではなくて、これまでの常識をきちんと疑って、諦めずに改善すること、これを職員一人一人が実践すること、これが今後10年間、50年間、中長期にわたるまちづくりに不可欠だと感じておりますし、そのようにこの組織を今後導いてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 荻原議員。

○2番（荻原謙一君） 今、町長から、コンパクトなまちづくりの考えについてお聞きをいたしました。

私は、一つの事業を実現するには、町民の皆さんへの住民合意と情報共有を図ることが大切であります。

町側には地域で事業の促進に向けた機運を図っていくことと、国・県とのパイプを生かして、できるだけ早期完成に向けて事業を進め、安心・安全で住みよい、心地のいい自然を資源とした御代田町を目指して、コンパクトで持続可能なまちづくりに向けて、中長期的なビジョンにしっかりと取り組んでいただきたいことを要望して、質問を終わります。

○議長（五味高明君） 以上で、通告5番、荻原謙一議員の通告の全てを終了します。

これにて本日の議事日程を終了します。

明日は引き続き一般通告質問を行います。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午後 3時49分